

# 世界の監獄

(一)

——その系譜と類型——

重松一義

序章	監獄の映像
第一章	地下監獄
第二章	海上監獄
第三章	島嶼監獄
第四章	寺院監獄

はしがき

人権に直接関係のある監獄法改正の問題が、時代の要請にしたがつて本格的に検討され、立法作業が進められてすでに久しい。監獄法改正は、今日「刑事施設法案」として繰返し国会に上呈されているが、いつの場合にも継続審議となつて坐折している。これは、ひとつには善良な市民サイドからは、日常的に縁遠い世界であるということ

にもよろうが、視点を替えていえば、非常に理解の困難な、そして、ひとたび取組めば、公刑罰の正当・妥当な処遇基準をどこに置き、どのような内容を盛り込めば近代的刑罰たり得るかという、非常に高度な哲学的・倫理的・人道的・社会的、そして科学的処遇の問いに答えねばならない現実的・実体的な問題であるからである。

戦前、司法試験の刑事政策の問題として、「ルンペン（浮浪者）が土管の中に寝て、囚人が布団の中に寝ることの可否につき論評せよ」といった趣旨の出題がみられたが、まさに刑事政策と社会政策の均衡と区分を、司法と行政の両面から問うものであつた。考えてみると、今日までの監獄関係についての学術的文献とその理解は、刑法・刑事訴訟法・刑事政策ならびに法制史の断片的な引用と例示としてはあるものの、それ以外は、政治史・軍事史・風俗史、あるいは文芸で描く残酷かつ好奇な対象として、エピソード風に扱われる場合が多いものであつた。

それらは、おむね死刑を起点に、鼻そぎ・耳そぎ・足切りといった刑罰の廃人の機能を説明、次第に贖罪（代替）方法として、あるいはランク付けとして流刑・追放刑・笞杖刑・罰金刑などの態様を生み、やがて近代の拘禁刑・監獄刑という身体的自由剥奪の刑（自由刑）が主流となるに至つたことを、従の流れとして説明するものである。

この監獄と呼ばれる名称は、わが国では大正十一年（一九二二）から近代行政官庁名として「刑務所」と呼び改めているが、法自体は依然として監獄法であり、刑務所はなお法律上「監獄」であることに変りはない。したがって、監獄をより学問的にアプローチし、理解を求めるには、現代に至る自由刑の原型（拘禁刑・監獄刑）を、よりグローバルな見地から体系的・類型的・歴史的に整理し、把握しておく必要があるといえよう。本稿はこのようなく考えから、その実体を、乏しい文献ではあるが、出来るだけ具体的に、詳細に摘出し、最終的に現代・未来の監獄

(刑務所) の在り方について、若干ながら関連づけて、改善への比較的な考察を試みたいとするものである。

## 序 章 監獄の映像

### 一 感覚的にみる監獄の映像

監獄と市民双方の無言の視点というものを史的に想起する場合、市民には憎悪と蔑視に満ちた感情が素通りし、また本来、善良な市民でありながら、かつて、あらぬことで疑いを受け、未決拘禁の体験をした人々などにとっては、拒絶反応の塊りとも云おうか、悪夢と恐怖のいまわしい建造物の思い出にすぎぬものであつたろう。これに対して、稀なことではあるが、監獄訪問などを機会に、同情すべき囚人への救いに大きな使命感と情熱を燃やした人などにとっては、無限に駆け降りてゆきたい愛の谷間ともみられたことであろう。そしてまた、かつての專制君主やその側近には、堅牢無比な監獄のたたずまいに、言い知れぬ頼もしさと満足感があつたと思われる所以である。

このように、日常なにげなく監獄という言葉を聞き、あるいは街頭から望見する監獄のイメージは、まことに複雑である。それは身分・年齢・人生観などによつて歴史的にも著しい違いをみせ、とりわけ社会的成功や挫折、投獄経験の有無などによつて、大きな距離感と差異があることをうかがうものである。それはともかく、感覚的に捉える監獄の映像というものは、鉄格子付という窓、高い煉瓦造りの外堀という異様な外觀から迫りくる圧迫感のか、特に音響(とりわけ生活音)と光を奪うことによって別次元の空間を感じさせている場面が多いといえよう。

例えば、わずか三〇数年前のアメリカの重警備刑務所の状況を伝えるG·M·サイクスの『囚人社会』<sup>(1)</sup>では、刑務所の建物を調べてみていちばん感じるのは、おそらくその単調なことであろう。そこには、警察署、病

院、孤児院その他、「これらと同じような公共の建物に共通してみられるいかにも「施設的」な色合いがある。裸電球や反響する廊下、古いペンキでかさかさになつた壁や長い間しめ切つた部屋の悪臭といったものがかもし出すカフカ Kafka 的な雰囲気である。

と表現せられている。カフカの根底思想には人間の運命の不条理、人間阻害の現象を<sup>(2)</sup>示し、不安と絶望の淵に見る実存体験の世界が、『死刑宣言』Das Urteil (1916)、『流刑地にて』Der Landarzt (1919)、『審判』Der Prozess (1925)、『城』Das Schloss (1926)といつた作品により読みとれる。それらの思想的背景からいっても、カフカ的には、よくぞ表現したといえるものである。

ついで、もう一例を見るならば、音響を中心的に、建造物を神殿と獄舎の両極に対比し、

私たちは、いよいよ神殿建築の空間の美学に対比すべき、獄舎の空間的具体的な内容について語らなければならなくなる。いかに気丈な入獄者をも、特に最初の時は少なからず脅かすといわれる。あの背後でしまる獄舎の扉の、倉房全体にひびくガシャーンという金属的な音は、その音が一人の存在者を、陽光と自由のあふれる外界つまりシャバから決定的に隔離し幽閉する時の、その象徴者であるために、底知れぬ恐怖の音であるとよくいわれる。しかし、その音が被収監者に与える心理的動搖の原因は、おそらくそれだけではないであろう。

なぜなら、陽光はともかく、シャバにあふれる自由といったものなど、どこにもないことを、自分自身の肌で怜憐に感じとつた者たち（彼らの多くを思想犯といった名で総括するにしても、また彼らだけではないことも事実だ）にとつては、幾重にも閉じられているそつした多くの扉の列の、最も身近な一つが、いま閉められたにすぎないかもしぬれないからである。とすればその動搖の原因はどこにあるのだろうか。それは、獄舎 자체が自分の身体と

一体化するという日常的な経験の領域では決して起こり得ない心理学的事件に関係があるのではなかろうか。背後で鉄の扉が閉められた時、獄舎全体に残響としてひびきわたるその音と同じように、彼の肉体はその閉じた物理的延長の中に浸透して行き、その獄舎自体になることにおいて、はじめて彼は永遠に閉じ込められたのである。<sup>(3)</sup>

と述べているものがある。このように監獄は、鉄扉により閉ざされ遮断されたあとに訪れる時間が無限に停止した“時の無い世界”、無音響といえる“沈黙の世界”、光が喪失された“暗黒の世界”として捉えられてきたのが、一般的な市民感覚からの監獄原型とみられる。

## 二 言語的による監獄の映像

つぎに監獄そのものを指す言葉の意味、あるいは罰するという関連用語からアプローチする造型的原型がある。これは非常に古く造語的にも多様である。特色ある数カ国の語彙についてこれを概見すれば、つぎのごとくである。

### (一) 中国での監獄相当語彙

この面の考察は、漢字の起源である象形文字、すなわち甲骨文・金文の注釈によらねばならぬところであるが、すでに孫海波編『甲骨文編』(中華民国三三年)、容庚編『金文編』(昭和三〇年)、中国科学院考古研究所編『甲骨文編』(昭和四〇年)、わが国にあって高田忠周著『古籀篇』(大正一四年)、中島竦著『書契淵源』(昭和二一年・文求堂)、加藤常賢著『漢字の起源』(昭和二十四年・斯文会)、白川静著『金文通釈』(昭和三七年・白鶴美術館)、藤堂明保

著『漢字語源辞典』（昭和四〇年・学燈社）、白川静著『漢字』（昭和四五年・岩波書店）といった貴重な研究の積み重ねを見る。

そのいすれにも獄の語源の追求がみられるが、なかでも前掲白川著『漢字』——生いたちとその背景——は、『秩序の原理』という独立の章を設けて字源からの簡明な説明がなされており、新書版として最も手近かな文献の一つといえよう。それによれば、刑は『井』あるいは『幸』の象形であり、いすれもカセ（手足錠）を意味しており、牢獄はそれを大きく囲つたものとして『圉』と呼んでいる。この囲いを特色とする牢獄の文献的初見は、『周礼』により堯舜の代にあつたことが知られ、また、明治三七年、この面の研究文献をのこす田能村梅士は、つぎのような説明をしている。

獄ハ堯舜ノ時既に存セシヤ、將夕後代ニ始マリシヤ、亦明確ニシ難キモノアリ、『周礼』ニハ牢獄ニ闕スル明確ノ記事アリ、丘澹ノ曰ヘル如ク「牢獄ノ經典ニ見ユルハ此ニ始マル」モノナリ、故ニ經典ノ記事ニハ周以前の牢獄ヲ知ル可カラス、然レトモ『玉篇』ニハ「二王始メテ獄アリ、殷ニハ羑里ト曰ヒ、周三ハ囹圄ト曰ヒ、又之ヲ牢ト謂ヒ、又之ヲ圜土ト謂フ」ト云ヒテ、殷ヨリ始マルト為シ、『廣韻』ニハ「臯陶ノ造ル所ナリ」<sup>(4)</sup>

これでみると、獄の呼び方も三様に分岐されていることが知られる。

つぎに獄の語源には贖罪の祭風様式からくるものがみられ、いわゆる羊神判など、神判の具に獸が犠牲に供され、城門に磔されたり、獻げられたりしている。また、これら獸の供犠のみでなく、人身供犠についても、前掲の白川静の『漢字』一〇四頁に、

夏の桀王は、殷の湯王をとらえて、これを均台（獄の名）に幽閉し、殷の紂王は文王を羑里（地名）に拘囚し、

奏伯は晋候を執えてこれを靈台においた。靈台は『詩經』にもみえるように、神都の聖廟である辟雍において、天を祀るところである。これは有罪のものを神の犠牲としてささげた、人身犠牲のなごりを示すものであろう。罪人を拘囚するところは、獄のほか、圜・圜土・嘉石・叢棘などの名がある。のちの二者は、古代の社の古い形態から出ている名である。これもまた有罪のものを、聖處にささげた遺習を示すものとみられる。

という説明がみられる。この嘉石については内田智雄の訳注に

周礼建三典、刑邦国、以五聴求民情、八議以申之、三刺以審之、左嘉石、平罷民、右肺石、達窮民、宥不識、宥過失、宥遺忘、赦幼弱、赦耄、赦憲愚

(訳注)周礼の制度では、三とおりの刑法を設けて諸侯の国を刑たたかひし、五聴をもって民の罪の有無を求める明らかにし、八議によつてさらに念をいれ、三刺によつてかきねて審らかにし、嘉石を宮城の門外の左において軽い罪人を善導し、肺石を右において訴えるすべなきに苦しむ民にその道をひらいてやり、不識を宥ゆるし、過失を宥ゆるし、遺忘を宥ゆるし、幼弱を赦じゆし、耄とうを赦じゆし、憲愚こうよを赦じゆした

とあり、嘉石は「文様のある石で、軽度の罪人は、一定期間桎梏を加えて嘉石に坐せしめ、かつ所定の労役に服せしめたのちこれを釈放する、一種の教育刑的措置」(内田智雄・前掲書七〇頁下段)との注釈どおり、教化を目的とした一種の坐禅刑・簡易労役刑を指称する。わが国で幕末、吉田松陰が秋の野山獄中で「福堂策」を記しているが、この「福堂」も「嘉石」と同様の獄舎(幸福を呼ぶ遷善の御堂=福堂)を意味する中国伝來の朱子学系思想に由来するものである。

ただ伝えられる古代中国のこのような軽罪者への労役刑・教化監獄は、その後途絶えており、思想としてはあつ

ても獄政の実態としては存在せず、清朝末期に至り、ようやく県獄に付設した工芸房や、京師習芸所・罪犯習芸所・女犯習芸所・改過所・遷善所・自新所・教養工廠といった呼称で復活しており、近代的懲役刑執行の本格的監獄を一部の都市部においてみるのである。<sup>(6)</sup>

なお、中国ではこのほか王や皇帝・地方長官の刑罰権を示す語として商や縣の文字がみられる。商は殷の国号であるが、大きな辛（ハリ、カセの意）を飾のついた玉座の背面に立ててあることを表微し、縣は今日『県』と略されているが、樹木から糸を垂れ首を逆さに縣けた梟首刑の様を表わすと共に、権力が存在するその国、その地方の中心地である県を表わすに至っている。それはあたかも西欧都市の中央広場、わが国の京の都の東西の市に相当するごとく、人の密集し注目する中心に、こうした型で刑罰権を象徴する語彙である。

## （二）日本での監獄相当語彙

わが国は中国の漢字・法制（律令）を輸入継承しているところから、王朝時代（律令時代）は獄もしくは獄屋と称し、平城京の左獄、右獄、長岡の獄などの呼称で知られている。「獄」は「囚」すなわち人を閉うという表現と同類であり、より言語上区分すれば獄は建物、囚はその中に拘禁されている人（囚人）である。また「獄」は獸扁に犬で左右から言を封じたつくりで構成されており、人を拘禁し外部との交通を絶つという監獄の原型を示すものである。その和風用例は幕末の『書言字考節用集』に、つぎのごとく整理されている。

欝（ロウ・匀端、所ニ以養ニレ獸也）籠（ロウ・和俗所レ用）籠舍（ロウシヤ・本字牢舍）牢（ロウ・起源、閑ニ牛馬ニレ牢、字彙 所ニ以拘ニ罪人ニ也）牢獄（ロウゴク・又云牢檻）牢舍牢屋（ロウシヤロウヤ・俗作「籠屋」）獄屋（ゴクヤ・字苑、獄牢ニ罪人ニ処）獄舍（ゴクシヤ・又云獄扞）囹圄（ヒトヤ・説文、所ニ以拘ニ罪人ニ也）囚獄（ヒトヤ・牢

獄、獄犴、圍犴、均台、並同)

鎌倉時代までは、ここに示される籠舍の語が多用せられ、江戸時代においては牢、牢屋、牢屋敷という用語が一般的である。なお江戸時代の碩学蘆野徳林(号蘆東山)は、室鳩巣から中国の刑律の注釈を依頼され、宝暦五年(一七五五)、大著『無刑錄<sup>(1)</sup>』を幽囚一七年、六〇歳で完成している。その註釈はあくまで中国の古典に立つもので、「獄」は朝廷・都府にあるひとや、犴とは郷亭にあるひとや、六郷の獄とは王幾郊外にある獄(同書上巻三六一頁)、狴も獄と同意(同書上巻三九〇頁)であると、それぞれ説明をなしている。

しかし、わが国の獄制は、もはやこの江戸時代という時点では、中国の古典的語彙の注釈や行政区画に左右されることなく、むしろ独自の呼称・表現をもつて定着をみせており、この労作『無刑錄』にみる中国風の行政区画の影響や追従はほとんどみられない。大雑把にいって、わが国に定着した監獄の和風語彙は、未決については獄・獄屋・囹圄・籠・籠舎・牢屋・牢屋敷・囚獄・囚獄役所・監倉・監倉署・未決監・拘置監・拘置所と変遷してゆき、既決については獄・末期の人足寄場(佃の獄と俗称され石川島徒場となる)・徒場・徒役場・徒罪場・懲役場・懲役署・監獄署(他に流死刑監獄である旧刑法下の集治監・仮留監がある)・監獄・已決監(既決監)・刑務所と表示し変遷していくと系譜的に説明できる。

このほか、諸外国の表現について一瞥を試みれば、つぎのよくな語彙がみられる。

(三) フランスでの監獄相当語彙

これは、おおむね左のとおりである。

prison

監獄、禁獄、禁錮

prise	捕縛、捕える、握る
punir	罰する、懲らす、悪く酬ぐ
punition	懲罰、懲戒、刑罰
pun ハ語頭の意味は、臭いところの臭覚に關したもの、それに punctiforme ハモハに「尖れる」ハ	意味がある。
<b>國</b> イタリヤでの監獄相当語彙	
いれは、おおむね左のとおりである。	
prigione	監獄、留置所、幽閉する所
prigionia	監禁状態
pungere	突く、刺す
punire	罰する、懲らしめる
punizione	罰、刑罰、懲戒
punita	先端、端
いれが puntiglioso ハなる、もつたいたがぬ、堅苦しい、頑固、片意地ハツの意味を含ハリとなる。	
<b>國</b> ドイツの監獄相当語彙	
いれは、おおむね左のとおりである。	
gefängnis	軽罪監獄、捕虜収容所、未決拘禁施設

gefangen 捕える、監禁する

strafen 儲する、懲らす

strafanstalt 刑執行施設、行刑施設

straff セッジーンと張る、緊張した、気をつけの姿勢、固苦しい、四角張ったといふ意味をもつ。

R イギリスでの監獄相当語彙

「これはおおむね左のとおりである。

prison 監獄、原意は捕獲検束するの意

penal institution 刑罰施設

gaol 公用文に用いる監獄

penitentiary 懲治監、カトリック系の悔罪所

pen 豚羊の檻・廻い、懲治監、刑務所（俗語）

bull pen 牡牛小屋から転じ囚人部屋・大雜居・檻（俗語）

cold strag 冷蔵室・刑務所（俗語）

cooler 冷却器、當倉、留置場、刑務所、特に乱暴な囚人の独房（俗語）

clink 錠前の音、錠の音から転化して刑務所の意（俗語）

can ブリキ缶、ゴミ入れ、小便所などの意から転化して郡刑務所か警察留置場程度の規模の拘禁場の意（俗語）

jug

ジャツジャツといふ憐れな息(?)あるよつた鳥の鳴や声、壺に入れて蒸し煮られる兔の肉の姿を風刺して、牢・刑務所の意（俗語）

college

単科大学、学寮、刑務所（俗語）

coop

鶏などを廻い入れる籠、桶、檻、狭苦しい場所、監禁所、刑務所（俗語）

strafe

懲する、ひどく叱る

⑤ アメリカでの監獄相当語彙

これはイギリスと共通するもののほか、おおむね左のとおりである。

hold

留置場、閉じこめて置く所

Jail

牢獄、郡刑務所

Jail house

郡刑務所（俗語）

hoos (e) gow

郡刑務所（俗語）

いのよつに、各国ともほぼ共通した語彙をもつが、特にフランス・イタリア系は決闘裁判を継承してきた名残りであるところよづか、象徴的にいって刑罰・懲戒に尖がつたもので突き刺すところ語源をもつており、英米法のpunishmentところ語の原型を保つてゐる。これに対し、ドイツでは固苦しい四角な場所に幽囚するとこら発想が強く、回し俗語におこりや Turn (塔)、Käfig (鳥などを廻いに入れぬ籠)、Kerker (地窟、地下牢)、Kerkermeister (牢看守)、Lock (原意は塞ぐべき場所、塞ぐ、穴の意、俗語として尻の穴、狭くて暗い場所、中世の土窟を主として指す) など、ほぼ同じ発想で捉えられてゐる」とが理解されやう。それと strafanstalt が、こねゆる行刑施設と

しての監獄であり、gefängnisは未決拘禁・民刑事を併せた拘留・軽罪者の拘禁場という、かなり明確な使い分けがなされている。

英米法系ではドイツと異なり、同じ幽囚でも家畜風に捉え、狭い所に閉じこめる意が強く、そのユーモアある国民性から多彩な俗語でもって監獄に偕虐的・風刺的な愛称が与えられているのが特色である。また strafen (独)、strafe (伊)、straforo (伊) と、各国ともスペルが共通している部分があるが、独語・英語は罰する意、伊語は穴を開ける、トンネル、ひそかに、秘密裡にとの意をもつておる、ドイツを中心としたこの語の系列に、拘禁刑・監獄刑・自由刑といつ行刑密行主義を形成する共通の語彙があると考えられる。中国もわが國も西欧との脈絡は特にみられないが、罰は閉じこめ懲らしめるといつ拘禁刑に馴染む「牢」「獄」なる語彙・字体をもつて呼称、監獄の発生・展開をみており、いつした対象への人間の発想といつものは、古今東西、共通したものがあるといえよう。

### 三 形態的にみる監獄の映像

感覚的・言語的映像について、監獄のイメージを原型的に、あるいは造形的にとらえる分野がある。それは刑罰の空間的把握といつか立体的位置づけといつか、拘禁といつ实体を設定する刑罰執行の容器・造形である。それは国情や歴史的変遷により、大別して①立地形態、②代替による形態、③利用目的による形態などがみられるが、①～③の条件は特に重複し、特に併合して存在する場合もみられる。過ぎ去つたものは歴史的映像・歴史的遺構としてイメージされ、現代人の視点からいえば監獄建築の歴史的類別、機能的態様として説明する分野であると考えられる。

本稿ではこの説明をつぎの一三分野に類別を試み、それぞれの歴史的系譜を追つてみたい。

#### (一) 地下監獄

洞窟監獄・山岳監獄・鉱山監獄・地底監獄といった実態をもち、自然の立地に立つ最も古い監獄原型である。

#### (二) 海上監獄

地中海を中心に船奴（ガレー船漕奴囚）・廃船拘禁といった、古い海上労役・海上拘禁の歴史に立ち、牢付きの奴隸船、海賊船・流人船・囚人護送船といった形態のほか、近世以降は軽罪者・青少年囚の海上訓練・船員養成を目的とした廃艦利用の感化船・海上刑務所転用例もみられる。

#### (三) 島嶼監獄

俗に“監獄島”といわれる絶海の孤島・無人島への配流を目的に、これも自然の立地を利用した最も古い監獄原型である。政治犯・重罪犯の流刑のほか、植民地時代の監獄にこの形態が多く採られている。

#### (四) 寺院監獄

古くより教会・寺院・修道院を王族・貴族や政治犯の拘禁場所に充てる事例のほか、その厳しい宗教的戒律のもと風俗犯・少年犯の懲治監、あるいは女監という特設教化監獄の役割を荷負う系譜がみられる。また“アヅル街”として、罪を犯した遁刑者を慈善的に匿<sup>かく</sup>まい、教化・保護する代替刑的機能（免責）の認められている場合もある。

#### (五) 城塞監獄

拘禁対象別にいえば、主として政治監獄（政敵など政治犯の長期幽囚）、軍事監獄（敵将など俘虜の幹部を一時監

禁）、外国人監獄（交戦国の人質、亡命者、不法入国者、スペイなどの投獄）といった性格をもち、堅牢な構造上、最も転用が容易な西欧の伝統的監獄形態である。

#### (六) 軍事監獄

行政上、一般市民収容の監獄と区別される特設監獄。すなわち軍律違反者を拘禁する軍管理の監獄を云う。陸軍では師団所属の衛戌監獄（陸軍刑務所）、聯隊内の営倉。海軍では鎮守府所属の海軍監獄（海軍刑務所）、軍艦内の禁錮室がある。このほか俘虜収容所、拘禁所、特殊な民族的差別のものと、一般市民まで拘禁するナチス・ドイツ管理下のポーランドに設けられたアウシュヴィツ収容所などをみる。

#### (七) 開拓監獄

国境ないし辺疆の森林伐採と植林、荒地開墾、河川の築堤、築城、道路の建設などを主とした目的のもと、駐屯守備兵としての役割を兼ねさせた外役監獄・仮設監獄・移動監獄を指称。植民地時代に流刑囚を充てた例を典型とし、ロシア帝政末期の政治犯に対するシベリア流刑、アメリカの建国初期にみる重罪囚、奴隸を用いたミシシッピー川築堤工事とか、わが国の明治初期・中期の囚人による北海道開拓例などを挙げることができる。なお辺戌の役の系譜に立つ屯田監獄は、前記の軍事監獄に類別できるが、その本来の政治・経済上の目的は開拓にあつた。

#### (八) 債務監獄

借金の弁済不能とか、賠償金の支払不能とか、領主への租税（子羊税・穀物税・果樹税など）の故意ないし怠慢による不払いなどを理由として、逃亡防止と家財差押えのため家族ぐるみ拘禁される民事監獄をいう、地方的にはイギリスなどを中心にみられた監獄である。

(九) 少年監獄

前記の寺院監獄から分岐した形態といえるもので、古くはスペインのバレンシアでの非行少年施設「少年の家」、近世ではアムステルダムでのクラリッサ僧院の一部を用いた懲治場、ローマの聖ミカエル少年感化監という系譜を経て、アメリカのエルマイラ感化監、わが国の川越分監（幼年監・少年刑務所）となっている。

(十) 婦人監獄

これも前記の寺院監獄からの分岐した形態といえるもので、男女混禁から区割分禁への措置は古くからみられ、修道院や監獄内の特に区画した女区・女監・独立女子刑務所へと変遷している。

(十一) 未決監獄

裁判中の刑事被告人・執行前の死刑囚を拘禁する監獄で、古くは城下の牢、都市では市庁舎地下室などに例をみるが、近代的裁判制度が整うにしたがい裁判所地下の仮監として設備され、司法（裁判所）と行政（監獄）の分離が進められても、裁判出廷の便宜を配慮して、極力裁判所に隣接した分監・拘置監（現代では拘置所・拘置支所）としてある。なお警察留置場は、わが国の監獄法第一条三項により代用監獄（未決監）として認められている。

(十二) 懲役監獄

前記の未決監で有罪が確定した者の懲役刑を執行する監獄で、現代もつとも一般的な監獄（刑務所）である。かつては重罪・軽罪といった指定があつたが、今日では対象別に長期短期、初犯累犯、少年、女子、外国人、医療などの応差的処遇上・管理上の配慮から、服役施設の拘禁分類がなされている。

## 第一章 地下監獄

### 一 監獄の原初的形態 “洞窟”

監獄の最も古い原初的形態は、罪悪人に恐怖心・絶望感を与えるため、暗黒の世界である地下へ追落すという発想からくると考えられる。それは最も手数がかからず逃亡が困難な自然の要害を利用したもので、教化はおろか、衛生・給与ともあえて人間の条件を充たさぬ苛酷なものである。東洋奥地・中近東、例えばシルクロードの天山脈に沿ったトルファン盆地の昌高故城の地下牢獄跡など、主として砂漠地帯になおその遺構がみられる。したがって、地下監獄は洞窟監獄・山岳監獄と呼ばれる奥地・国境・不毛の地に追いやるという発想にもつながつており、必らずしも峻しい山岳や絶壁に限られたものではなく、厳しい自然条件や地形をそのまま利用した谷底とか、山峠とか、内陸部の不毛の地に置くことも含まれている。

西欧の地下監獄は旧約聖書やモーゼの十戒などにみるごとく、宗教的罪惡の具現として天上界やこの地上から奈落へ追い落とすというタリオ的思想に立つもので、

地下獄なるものは地下に穴を掘り、犯罪者を其穴中の泥濘に置き懲苦せり、「エレミア」紀三十八章六節に左の如く記せり。彼等即ちエレミアを取りて、獄の庭にあるハンメンクの子マルキアの糞に投いる。即ち索を以てエレミアを縋下せしが、其糞は水なくして汚泥のみなりければエレミアは泥の中に沈めり（エレミアは西暦紀元前六二六年頃の人にして四大予言者の一人なり即ち今を距る二千五百有余年前なり）<sup>(8)</sup>

といふ記述がある。如何にこの沿革が古いかを知るのである。つづいて紀元前二世紀、ローマのユグルタ帝は鐵

えと寒さでもつて死期を早めようと、地下十二尺（四メートル）の深さの穴をもつツリアヌム Tullianum という地下獄（通称タリアン牢獄）へ囚人を投げ込んでいる。<sup>(9)</sup> この獄は、ユーグルタとその弟子カチリナスが幽囚され、のちに処刑されたことでも知られよう。またローマ皇帝暴君ネロ Nero (I:一七一六八) は、ローマ大火に際し、ネロの放火であるとする風聞が立ち、その罪をキリスト教徒におしつけ迫害したのであるが、それは後世多くの伝説的文献を生み、地下獄より囚人を引き出し、獸の皮をかぶせ、犬やライオンに咬み裂かせたとまで伝えられている。

四世紀初めのもので、今にのこるものとして、ローマのコロッセ（円形競技場）があるが、その地下はかつてネロの頃からの牢があつたといわれ、同じく旧市内にあるマッセンチオのバジリカという遺構は、当時の裁判所の祭壇であるという。この残酷な牢獄と祭壇の同時存在には著しい異和感を感じるものである。また紀元七九年八月、南イタリアのナポリ湾岸にあつた大都市ポンペイ Pompeii は、ベスピオ火山の大爆発で埋没しているが、そこでも地下獄の遺跡が発見されている。それは、廃墟の裁判所跡地下に岩窟を切抜いてつくられた牢獄（現存）で、天井に穴が二、三あいているにすぎぬものである。このほか、その真偽は不確かであるが、アテネにはソクラテスの牢といわれる洞窟も現在伝えられている。いずれにしても紀元前後の西欧では、恐るべき地下獄が厳然と存在していたのである。

## 二 險慘な中世の地下監獄

西欧中世においては、城郭を中心とした都市化という傾向から、水濠・湖の小島に浮かぶ水城に地下牢を設けるとか、市庁舎の地下室をこれに充てるなど、自然利用より人間の手による工作物としての地下牢へと移行している

例が多くみられてゆく。現存してゐるその代表例が、スイスのレマン湖畔東端にあるシャン城 CHILLON (リル城) の地下牢である。この城の情景をわが国に伝える最初の文献として、左の一文がみられる。

景色の美しいのは、瑞西のヤネバのあたりのシャン湖畔にあぬシャンの城 (Château de Chillon) である。之は、バイロンの詩『シャンの囚徒』(Prisoner of Chillon) に歌はれてゐるゝところ、名高い牢獄である。

此詩は、中世の一小共和国シャーネークを暴君の手より自由にせしめた愛國者フランソワ・シエ・ボニヴァル (François de Bonnivard, 1496—1570) が、其主義のために捕へられ、一五三〇年から、六年間此城獄に投ぜられたゆゑを歌つたものである。

Chillon ! thy prison is a holy place,

And thy sad floor an altar—for't was trod,

Until his very steps have left a trace

Worn, as if thy cold pavement were a sod,

By Bonnivard ! May none those marks efface !

For they appeal from tyranny to God.

(Byron, Sonnet on Chillon)

此城は、château シャンモリゼ、少し小ぢる。その縁の山を背にして、紺碧の水に白い壁を映した其姿は、牢獄としては餘りに美しいものである。然し、危ふげな朽木の橋を渡つて、湖畔に突き出た、城砦に入り、更に、地下は岩を抉つた、湿やかな暗い階段を下ると、その昔用ひられたといふ、岩屋の牢獄がある。狭い石窓から、僅か

に見る湖の底知らぬれば、たゞ物凄いばかりである。

Lake Leman lies by Chillon's walls.

A thousand feet in depth below.

Its massy waters meet and flow;

(The Prisoner of Chillon, VI)  
<sup>(2)</sup>

バイロン（一七八七—一八一四）はイギリスの貴族であり反俗・激情の詩人として知られるが、この城をして「ハコヒよ、汝の牢獄は聖めいりか、汝の悲しき床は祭壇なり」（『シヨンの囚人』（岡本成蹊訳）とも歌つており、暗に岩盤の牢壁に刻む多くの落書きの中に、今もバイロンの署名と一六一六年六月という日付があり、脇に銅のプレートの記念版が小さくはめ込まれてゐる。彼はその後、一八一三年ギリシアの独立戦争を助けるためその軍に加わり、翌年四月マラリアで亡くなつてゐる。観光コースとして多くの人が訪れるこの城は、穹窿の天井、自然の岩壁を牢に、棒柱に取付けられた鎖が、地下牢の刑具としてその姿をリヤルに伝えてゐる。

この城から、かなり離れてはいるが、同じシレマン湖末端にはエーグル城 CHÂTEAU DE AIGLE（一一世紀築城・一五世紀改築）という中世の城塞があり、今も監獄として用いられてゐる。れひば、リセーマン湖から流れ出るローヌ河の河口の小島、ルソー Jean-Jacques Rousseau（一七一ー一七八）の銅像がある通称ルソー島（上野不忍池の弁天島といった四角い人工島）にゅべやな獄舎がかつてあつたといわれる。近年はシヨン城よりも『民約論』PRINCIPES DU DROIT POLITIQUE を著わしたルソー島周辺に多くの人が訪れるようである。

中央の地に監獄とうつ視点からいへば、もう一つ有名なデンマークのクロンボーケ城を挙げる」とがやゑよつ。

この城は一四五五年の築城といわれ、大きなシェラン島の最東端に海に接してあり、対岸スウェーデンのヘルシンボーの町の間を、バルト海から北に向かエレスンド水道を通過してゆく外国船より、通行税を取り立てるために造られたといわれる。城の最下の地下牢は、かつて一、二〇〇人の囚人を拘禁したといわれ、のち食料の備蓄庫に用いたという。外観からいえば、断崖もなく、低い石壘に青銅の屋根が広く傾斜、むしろ近代的なゴシック様式の城館を感じるのであるが、のちにシェークスピアの戯曲「ハムレット」の舞台として広く知られる」とにより、先入感が漂よい、いまでも陰謀渦巻く亡靈が出没するかのよう、暗い雰囲気を感じてしまう地下牢である。

このほか相似た伝えを遺す城は多くみられるが、ドイツの洞窟城（土牢）といわれるリュッセルハルト城や、石炭の炭田地帯で掘鑿技術の発達している土地柄ともいえようか、ザール・ブリュッケンのダウン城は深いトンネル風の地下牢をもつものであつたといわれる。その他、ヨーロッパ各地では毒蛇・蝦蟇などのいる地下室に幽閉するとか、犬の死骸や髑髏が転がっている洞窟を牢に充てるなど、拷問を兼ねた地下牢もあり、スウェーデンにおいても

“ばらの洞窟” Cave of Roses という非常に風変りな刑罰も利用された。この拷問では、おびただしい蛇その他の毒をもつた爬虫類を飼つてある洞窟の中に囚人をじこめたわけである。だが、この洞窟は一七七一年にダスマフ三世に命により閉鎖された（大場正史『西洋拷問刑罰史』一九五頁・雄山閣）

とあり、動物責めの拷問用穴藏といった形態の地下牢が存在した。パウル・ボーリツの著『刑罰と犯罪』によれば

一六世紀中頃の牢獄の有様といへば、城塔の中に拘禁するか、地下の洞穴に監禁したものであつて、此等に終身拘禁すると云ふことは、戦慄すべき、長い間死の苦痛を味は、しめんとする。死刑執行の一方法以外の何ものでもない。これに対しては寧ろ車裂や火刑の方が慈悲のあふれた刑罰であつた。犯人は、哀れにも、汚濁、飢餓、困窮の中で、死んで行かなければならなかつたのである。監獄の悪臭——牢獄の汚穢 *Squalor carceris*——は、犯人を威嚇したり、或は自白させたりする爲に用ひられた多くの拷問手段の一つであつた。かかる古代の洞窟牢獄の状態に関しては、ヘルマン・クナップ *Herman Knapp* の記述 (*Das Lichgefängnis, Tortur und Richtung in Alt = Nürnberg, 1907*) が詳細な知識を提供する。此種の牢獄の穴牢式秩序や獄内規則を述べてゐる古詩があるが、其中から次の露骨な詩句を摘記して見やう。

下婢が来て私に御飯をと言つた。

私は獄内のやり方を学ばなければならなかつた

古桶の上で食事をしたが、

この食卓たるや死骸のやうに臭氣芬々たるものだ

夜は許しを得てこの桶の中へと匍ひ込んだ

朝は又これが私の食卓でなければならなかつた

という記述がみられる。これが当時の政治犯や重罪犯で終身拘禁刑 *Das ewige Gefängnis* を受けた人々の姿であり、一六世紀中頃といわれる地下牢獄の実態なのである。地下回廊の行きどまりにある地下牢獄の姿が手にとれるように眼に浮ぶと共に、当時ローマ市をめぐるセルヴィウスの市壁は、事実上、地下牢獄の外堀の役目を果してい

たことが知られる。

東洋においては、西欧のような城塞の地下牢という発想が古くから乏しく、中世に至って、中国では金の法律『大金国志』卷三六科条の項に、

其獄掘地數丈、置囚千其中、罪無輕重、悉笞背、洲縣官各許專決、當其有國之初、刑法竝依遼制（其の獄は地を掘ること數丈にして、囚をその中に置き、罪に輕重なく、悉く背を笞打ち、州縣の官各は專決を許す。其國を有するの初めに当りては、刑法みな遼の制に依る<sup>(13)</sup>）

との記述を見るように、獄は人工的に掘り込まれた地下に設けられ、そこから引き出して笞刑を輕重に分けて執行するのが州県（地方）監獄のおおかたの姿であつたようである。

わが国でも鎌倉時代の土牢、戦国時代の石牢を見るが、これは軍事監獄の章で触れることとしたい。

### 三 近世・近代にみる半地下監獄の実態

一八世紀以降、地下牢は自然の土牢、自然の石壁を利用する類いはほとんど姿を消し、人工の四角い石積み、赤煉瓦という素材のものへと変容している。その構造も中世のものと比較して、地中を浅く掘り、小さな窓の部分から上は地上にでる半地下式の形態で、主として未決監（警察留置場）や裁判所監獄（仮監）、地方小監獄（分監・郡監獄）の一般的な形態として造られてゆく。しかし、その取扱いは旧態依然たるものが多く、その実情を調査し伝えるものとして、ジョン・ハワードの著書『監獄事情』がある。その中でも

ニュールンベルグの牢獄は町役場の地下にある。典獄の調理場は地下十七段の所にある。土牢の廊下に光を探

る孔は丁度地面と同じ高さである。この監獄は私が見た監獄のうちで最も悪いものの一つである。暗い不健康な土牢と陰惨な拷問室はこの町の裁判官の名譽ではない。典獄は囚人の逃亡を防ぐのに、逃亡すれば魔法の力の虜にされるぞという卑俗な威嚇的トリックを用いている。ドイツの若干の牢獄には魔術を行ったために起訴された者を収容する土牢があるが、これ等はズッと以前から使われていないようだ。<sup>(14)</sup>

と記され、他の地下牢も十七段という数が申し合わせたようにみられ、窓が地面すれすれにあることも符号する。また魔女裁判に土牢が多く用いられたことも知られるものである。また同じドイツの、一九世紀初頭という新しい時代に入つても、プロイセンの司法大臣フォン・アルニーム v. Arnim の著『犯罪と刑罰についての断章』Bruchstücke über Verbrechen und Strafen, 1802. によれば、

保健、清潔、紀律、秩序については、どの監獄でも何一つ問題にされていない。キュストリーン Kustrin の牢獄には、日光と新鮮な空気がなかつたし、ダンツィヒ Danzig の要塞獄では水がいつでも壁にしたたつて、監房は少しも緩まらなかつた。ファンケルベルク Falkenberg の監獄は多くの窖（地下室）から成り立つており、其處では扉の孔から、僅かに光と空気とが入るだけであつた。エルビング Elbing では、監獄は縦横十呪、高さ八呪の地下室と五十二呪の塔でつくられ、地下室には外気が全然入らず、塔には銃眼から光と空気とが入つたが、その崩れかかった屋根からは雨や雪が降り込んだ。床は芥や糞が山をなしていた。官憲の報告によれば、そこには、四人の人間が押込められ、その内には、馬盗の廉で起訴された者、十四歳と十六歳の子供と主人の命に背いたために、八日間の拘留に処せられた下女がいたそうである。<sup>(15)</sup>

との記述もみられる。当時のヨーロッパでは地方法官の専横、獄吏の虐待、放置された監獄の衛生・給与などが例

外なく存在。特にイングランドでは、その不衛生と悪臭がもたらす牢疫病“獄舎熱”は社会問題として注目されており、

史家ベーカーはその著『年代記』(二五三頁)に、一五七七年のオックスフォード城の巡回裁判(ノ)の時多数の人々が病気に感染して死亡したことに因んで「闇黒裁判」の名がある)について書いた中に、「裁判長、州執行官その他三百人の出廷者が全部四十時間内に死亡した」と述べている。大法官ベーコン(筆者注・哲学者のBacon)は、この原因が囚人によって法廷に持込まれた疾病であることを認め、(中略)サー・ジョン・プリン格尔は、「牢獄は屢々悪性の熱病の根源であった」<sup>(16)</sup>

との言を伝えている。獄舎熱にかかる闇黒裁判 Black Assizes は、その後の啓蒙思想につながる監獄改良の導火線でもあつた。<sup>(17)</sup>このほか法的問題として工場・農村と同様に課せられる「窓税」の存在が、獄舎をして一層暗くしている」とも注目されることであつた。すなわち、

監獄に通風の悪い監房のある一原因是、典獄が納付の義務を負う窓税であつて、このために典獄は囚人が窒息するのも構わず窓を塞ぎたがるのである。<sup>(18)</sup>

という指摘である。窓を極力塞ぐとする傾向は、外界との通謀を遮断するという隔離目的のほか、自白を強要する拷問の悲鳴など不都合な遇囚の内情が洩れることを怖れての措置であつたといえよ。しかし、なにより監獄を地下に向けてイメージする深い思想的根源は、ダンテの『神曲』などが物語る地獄・煉獄・天国の三構造界に分けた宗教的表現が、強烈なインパクトをもつて、人々に罪惡の行く手を当然なものとして認識させていたからであろう。

東洋でも佛教でいう地獄の原語はナラカー Naraka (奈落・苦しむもの、苦しむ所) であり、『往生要集』『地獄草子』『俱舍論』『過去現在因果經』などによつても、等活地獄・黒縄地獄・衆合地獄・号叫地獄・大叫地獄・炎熱地獄・無間地獄という八大地獄図絵で示されている。このため地下監獄を地獄とみなし、監獄吏を地獄の鬼とたゞえ、地下監獄の囚も同様であるとする地獄思想肯定の体制が、温存されていつたことも見逃せない。

## 第二章 海上監獄

### 一 奴隸船・ガレー船漕役囚の系譜

地下監獄に对比して海上監獄といふことは、表現上から奇異に感じられようが、罪囚や征服敵国人・掠奪者を奴隸刑といふ船奴（漕役囚・荷役囚・下働き）として拘束器具を付着し使役するもので、奴隸船・海賊船・港湾繫留監獄・廃船拘禁・感化船・海上監獄といった態様のもと存在した。これも地下監獄と同じく古い原始的な監獄形態である。

古代、ギリシャ・ローマ時代の奴隸発生の原因には、労働市場への需要供給という必要性に立つ売買、個人的理由での負債、それに捕虜・被征服民という理由が挙げられる。また性具としての白人奴隸 White slave の売買は、奴隸市場で最も高価に売買されたことから、その狩込み・掠奪も巧妙になされ、奴隸船なるものは、映画「ルーツ」などで見るごとく、これらの人々を売却するため、遠隔地に運搬する悪徳商人の私的牢獄船そのものであつた。

また、ギリシャのペロポネス半島には互いに制覇を争つ都市国家アテネ対スパルタの戦いがガレー船を用いて繰

返され、ガリアのサモス島・デモス島・ローデス島もそれらの根拠地として著名であった。この戦争での虜囚を大量に運搬する護送船は事実上の海上移動監獄であり、軍船ガレーの漕役手 *galley slave* として鎖を付けられ逆に使役されたのも、これら虜囚や奴隸であつた。軍船としてのガレー船は、少なくとも三五メートルの細長い吃水の低い船であつて、両舷に三〇人以上の漕役手を配置、帆よりも人力による、オールを主とした快速船である。終身ガレー漕役囚はガレー苦役として体力の消耗部品のごとく使われた拳銃、病気で艶れ、身体に不治の障害をきたす廃人同様となつたといわれている。

中世に至り、奴隸制での基盤をもつ経済制度は終りを告げたとみられるが、このガレー苦役は軍制下に置かれ、ヴェネチヤなどを中心になお存続している。性能を誇るドルフィン号などが造られ、その名を遺している。この時期については

ルイ十三世よりレバントの陸海軍におけるガレー奴隸に対する全指揮権を購つたゴンディ家で、以前家庭教師をしていたという立場を利用して、サン・ヴァンサン・ドポールは、漕手の精神的救済に献身することが出来た。彼は一六一九年全ガレー船および監獄の総施物掛 *general almoner* (筆者注: 財務責任者) となつたが、その物質的状態を真に改善するに至らなかつた。彼はリシリリューの援助により一六四三年マルセイユに老齢ならびに不具のガレー奴隸のための病院を設立したが、それを以てしてもガレー労役は緩慢かつ苦痛の多き死と同等のものであるという事実を変革することは出来なかつた。<sup>(16)</sup>

こうした影響もあってのことであろう。一五八八年、ヴェネチアは勅令でもつて終身ガレー労役を一二年に縮<sup>(19)</sup>、一六六四年のフランス勅令は最短のガレー労役の刑期を一〇年と定めている。

この措置も、ガレー労役の廃止とか、ガレー労役からの解放という人権的配慮からの考えではなく、囚人の体力がなおガレー労役に耐えられるという限度の認定（耐用年限）であった。ところで地理上の発見と世界史でいわれる時代以降、従来のガレー船は衰退、大洋航路に向いた大型の軍用船、植民地向け流刑船・海賊船の出現がみられ、いわゆる大航海時代へと移行している。その漕手も罪囚・虜囚のほか、むしろ宗教改革の嵐のなか、弾圧を受けるカルビン派などのプロテstantとといった教徒も多くこれに加えられるという変化をみる。この史実を断片的に、しかしリヤルに伝えるものとして、ジャン・マルテュの『ガレー船徒刑囚の回想』<sup>(20)</sup>という訳書がみられる。著者のフランス人マルテュ（一六八四—一七七七）は、カトリック支配のルイ十四世のとき、一七歳でプロテstantであるがゆえにガレー船の漕手として送り込まれ、一二年間を過ごし、その過酷な実情をまとめた貴重な証言であり記録（本邦初訳）である。

この書によれば、中世から近世にかけてのフランスの武装ガレー船団は、軍用船団として海軍の軍紀に基づき、古代より一層組織的に統率されていることが知られ、これは驚きを感じるものであった。この船団はガレー船団司令官（准将）のもと、一隻の船に五〇〇人（うち漕役囚二〇〇人）乗組で、船長（大佐）・副官（中佐）・次席副官（大尉）・軍旗官（中尉）・軍旗保管官（中尉）の五人が将校。配属司祭・首席航海官・国王書記官・首席外科医・操船指揮官・首席砲手が上級士官。四人の操舵官・一人の副航海官・二人の副操船指揮官・一人の監視官・一人の副監視官・一人の樽管理官・一人の櫂管理官・一人の首席填隙官<sup>(21)</sup>・四人の水夫指揮官・一人の操櫂船員長・一人の仕長・一人の海兵隊長・四人の軍曹・四人の伍長の三八人が下士官である。

漕役囚に直接関係のある者は操船指揮官・副操船指揮官・監視官・副監視官・武装監視兵、それに二五人の操櫂

船員（漕役囚と共に漕ぎ、死亡したり病気になつた囚人漕手に代わる船員）である。こうした組織のなかに組込まれてゐる漕役囚の船の漕ぎ方であるが、

漕ぎ方<sup>(オーナーク)</sup>というのは、もともと櫂の操作のことである。操船指揮官とは囚人団<sup>(シウルム)</sup>（これは鎖に繋がれている人々の一団のことである）の指揮者であり、その残忍さと粗野さでこれらの哀れな不幸者たちを震え上がらせているのであるが、かれは、船長から命令を受け取れるように、いつも船尾の前で船長の傍に陣取つてゐる。二人の他の副操船指揮官は中央通路の上におり、一人はガレー船の中央に、もう一人は前部にいる。これら二人の副操船指揮官は手に綱を持ち、それで囚人の裸の体を打撃<sup>(ちうちやく)</sup>するのであるが、操船指揮官の命令にいつも注意を払つてゐる。操船指揮官は、船長から漕げ<sup>(オーナーク)</sup>という命令を受け取るやいなや、銀の鎖で首からぶら下げてゐる同じ銀の笛を吹いて、ある種の音を出す。あの二人の副操船指揮官は自分の笛で同じ音を繰り返す。すると、櫂を握つて待つていた漕手たちはいっせいに正確な調子で櫂を漕ぐので、これら五〇本の櫂がまるで一本の櫂のように、すべて揃つて一度に海に落ち沈むのである。こうして、別の笛の合図があり、漕ぎ方を止めるまで、黙つていてもかれらは漕ぎ続ける。<sup>(2)</sup>

といつた要領で機械のごとく漕ぎ進むのである。船長より「全力操櫂」<sup>(パス・ヴァーグ)</sup>の命令が出た場合は速度が二倍で、一時間漕けば四時間分の疲労があるといわれた。

中世から近世にかけ、フランスでのガレー船漕役囚のこうした形での復活は、マルチン・ルターのローマ法王への質問状から端を発してゐるわけであるが、この宗教改革の流れには曲折があり、「ユグノー戦争」と呼ばれる新旧教徒の軍事的対立に終止符をうつことを願い、一五九八年四月、フランス王アンリ四世による「ラントの勅令」

が出されたわけである。これによりプロテスタント（新教徒のカルヴァイン派）にも信仰の自由が認められたごとくみられるが、それは表面上で、地域の指定や諸条件があり新たな衝突を生むのであって、一六八五年ルイ十四世によりラントの勅令は廃止され、命令に従わぬ男子はガレー漕役囚、女子は投獄を強行されるに至っている。しかし、これでプロテスタントが改宗し消滅したわけではなかったのである。『ガレー船徒刑囚の回想』の訳者である木崎喜代治氏の同書『あとがき』には、この漕役実施期間中の貴重な統計数字が、つぎのように示されている。

「プロテスタントのガレー船送りの人数は、時期的に見れば、一六八六年から一六九四年の間が圧倒的に多く、八〇八人で全体の五二パーセントに達する。ややなだらかな次の山は一六九七年から一七〇六年の間にあり、五五五人で三六パーセントである。合計で八八パーセントに達する。」

ガレー船上における徒刑囚の死亡率は、プロテスタントも他の徒刑囚と変わらないといわれる。ガレー船への護送中に死亡したものも含め、要するに、ガレー船徒刑の判決を受けてから以降に死亡したものは、一七一五年までは五一・七パーセント、一七一六年以降は五三・二パーセントである。これは驚くべき数字ではないであろうか。ガレー船徒刑の判決は、いわば、五二パーセントの確率の死刑判決なのである。しかも、そのうちの約七〇パーセントが三年以内に死亡している。一年以内の死者は全死亡者の三分の一に達する。

したがって、生きてガレー船から出られたものは、約四八パーセントである。ガレー船上での生活の期間はさまざまである。数年間で釈放される者もあれば、二〇年あるいは三〇年を超えて過ごす者もいた。もちろん、終身徒刑囚もいれば、有期の者もいた。プロテスタントはすべて終身徒刑囚であつたが、棄教すればただちに釈放された」

「一八世紀の初頭、フランスには合計四〇隻のガレー船があり、當時一万人ほどの囚人が權を濫いでいた。

(中略) ガレー船徒刑の判決の理由は、時期によつて偏りがあるが、一七一五年以前では、約三万八千人の囚人のうち、脱走兵が四五パーセント、普通刑事犯が三一パーセント、密輸入が一六パーセント、そしてプロテスタンントが三・七パーセントである。一七一六年以降では、約二万二千四百人のうち、脱走兵が五パーセント、普通刑事犯が四五パーセント、密輸入が四四パーセント、そしてプロテスタンントが〇・六パーセントである。なお、ちなみにいえば、普通刑事犯のうちには、殺人犯などの凶悪犯罪人はおらず、徒刑囚は一般に軽い犯罪を犯した者たちである。というのも、殺人犯や放火犯などは死刑に処せられるからである」<sup>(22)</sup>

ドイツ法制史では「漕船刑 Galierenstrafe は中世後期に恩赦刑として現われてきたものである。受刑者はミュンヘンに集められ、イタリアの海港諸都市に送られた」と説明されるが、このフランスでのプロテスタンントのガレ一漕船は、一八世紀に入つてから周辺ヨーロッパ諸国の非難が急速に高まり、一七一一～一二年から多くの釈放がみられ、ついに一七四八年に廃止（当時在囚は四〇人）された。しかし最後の釈放者は一七七五年であったといふ。<sup>(24)</sup>

## 二 廃船拘禁から感化船への推移

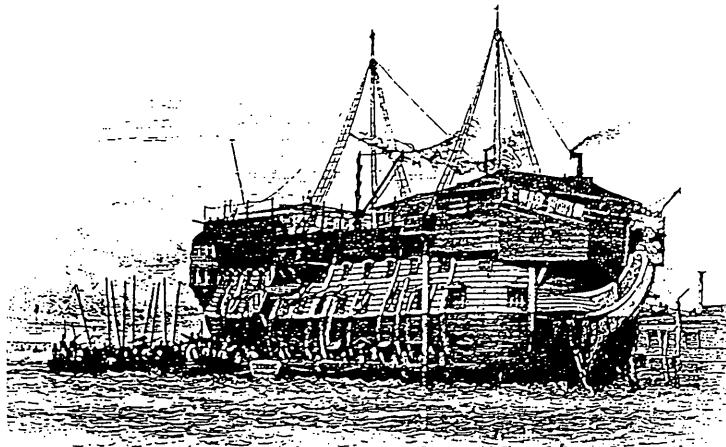
老朽化し航海に用いるには適当でない軍船・商船を海岸に係留して監獄に代用する、いわゆる廃船拘禁 Hulks は、古くから用いられた偏則的拘禁形態としてあり、堀鑿・浚渫・造船などの港湾労働に用いられている。中世での宗教戦争遂行の大きな担い手として利用されたガレー漕船がすたれ、囚人労働に余剰をきたしているが、フランスでは一七〇一年、流刑囚を勅令によりニューオルleansへ護送、凶悪囚はソーロン、マルセイユなどの牢獄に

繋ぎ、あるいは廃船に拘禁している。イギリスも植民地アメリカへの流刑が、一七七五年アメリカの独立戦争勃発とともに停止され、臨時の応急措置として一七七六年に条例をつくり、イングランドの海岸に廃船を繫留して囚人を拘禁している。逃走防止のため老若男女ともにすべて鉄鎖が施されており、過剰拘禁のため不衛生で、しかも有害虫が充满し囚人はこれに悩まざれている。<sup>(25)</sup>

イギリス国内ではこれでも過剰拘禁であるため、一七八六年二月六日、オーストラリア大陸のニュー・サウス・ウェールズを英植民地と宣言、一七八七年五月一二日、編成された一大流刑護送船団がポーツマス港を出発、長い航海ののち、オーストラリアのシドニー湾一帯に入植している。その海上監獄といえる実情はつきのようなものである。

この流刑囚船団は十一隻で編成され、その陣容は、見張要員の武装海兵隊員を乗せたシリアス *Sirius* 号を旗艦とし、サプライ Supply 号を同じく兵員を載せた同伴艦とし、六隻の囚人護送船と三隻の物資輸送船（一一ヶ月分の食糧を積載）より成るものである。これまで東印度会社など遠洋航海の貿易船は、商船とはいえ海賊船への備えから、すでに多くの武器・砲門をもつ軍艦同様に武装されており、事実上の軍艦であった。また囚人護送船とはいえ廃船拘禁・海洋感化船などで、これら船を拘禁監獄として利用する実績も豊かであって、その指揮官である船長 Captain は、各国とも予備役海軍中佐か少佐クラスの肩書をもつ軍人であるのが通常であった。このようないい陣容から、囚人護送船団とは云うものの、実質は囚人護送艦隊であったわけである。

この船団は、最初の第一回の船団であることから『First Fleet』と呼称されている。船団には一、〇四四名の流刑囚が乗せられており、その内訳は乗組士官二〇名、警備海兵隊水兵と水夫二〇六名、これら水兵の家族四六



ポートマス港に繫留されている廃船“ヨーク号” 1826年  
(THE HORIZON HISTORY OF THE BRITISH EMPIRE 11頁より)

名（妻二七名、児童一九名）、男流刑囚五六八名（その同伴児童二三名）、女流刑囚一九一名（同伴児童なし）である。その航海はケープタウン（喜望岬）を迂回して八ヶ月余り、実に一五、〇〇〇マイルを要する危険な波濤を越える海の旅である。こうして第一回の船団“First Fleet”は翌年一七八八年一月二〇日未明に、めざすボタニー湾内に無事入港（先着のSupplyのみ先廻りして一八日に入港）している。<sup>(26)</sup>

以降、オーストラリアへの海上護送による流刑は次々と続行されており、その基地である本国イギリスのポートマス港では、次回の護送船に引渡すまで囚人を仮に留め置く廃船が杭と錨で固定され、岸壁に繫留されている。例えば、第一回から数えて三九年目にあたる一八二六年、同港の廃船ヨーク号（老朽軍艦）が絵画に描かれているが、その船首屋上部分は無造作に継ぎ足され、小屋風に改造され、L字型のストーブ（煙突）まで取付けられている。砲門部分は庇付き格子窓（井型）で、船室は三階建て、下層（一階ついで二階）部分が囚人部屋として使用せられたとみられる。

その後、オーストラリアでも、タスマニアの南端ポート・アーサーや北部都市ホバート周辺に廃船拘禁の記録が多く遺されている。もつとも、入植が軌道に乗ってからは、成績良好な流刑囚（特に女囚が多く）の半自由な保護観察施設として、この廃船拘禁が用いられていることにも注目したい。これは刑事植民地初期といえる過渡期の便宜な措置といえるものである。この時代のイギリスでの廃船拘禁は約四〇年余りつき、一八五八年に廃止されている。

ともかく、この期のイギリス本国から植民地オーストラリアへの囚人の大量海上護送は、その規模・距離・期間ともに特筆されるものである。「浮かぶ監獄」「海上監獄」と形態的に表現できるこうした事例は東洋においては少なく、わが国では、古くは軽大娘女の瀬戸内海を経た伊豫への流刑（四三五年）、小野篁の隱岐流刑（八三八年）、京の六角獄から高瀬舟による淀川下りの大坂松屋町牢屋敷送り（<sup>〔27〕</sup>ここより関西の法定流刑地である九州の天草・壱岐・五島などに島割りされ、海路護送される）などがみられる。近世での典型的な海路による押送例として、つぎのよくな事例が挙げられよう。

伊豆諸島への海路護送は、重罪囚については永代橋のたもとから乗せられ、隅田川を下つて御船手番所のある靈岸島に三泊停泊、ここで親族故旧と最後の別れが許され、やがて出帆の朝、流入船は船首に立つて吹く役人の法螺貝を合図に岸を離れてゆく。

佐渡への海路護送については、延宝二年（一六七四）七月、三隻の船を仕立て、一〇三人（女性二人を含む）という佐渡流刑史上最大の集団護送をおこなう。囚人宰領衆は科書を持ち唐丸籠を引率。出雲崎まで出迎えの佐渡側受取役人は、相川の町奉行野田又左衛門を頭とし、大目付真砂弥右衛門、使役四人、同心一〇人。囚人中には

狩野探幽の弟子狩野胖幽（久隅彦十郎守則）も含まれる。出雲崎までは唐丸籠、ここより佐渡奉行船手役差配の櫛四〇挺立の大早手船を充てる。途中死亡二人。<sup>(28)</sup>

天草・五島・壱岐などへの集団護送の最大規模といえるものは、元禄五年（一六九二）八月一日、先月流罪追放と決められた高野山の学僧・行人六二七人を、三〇艘の牢舟に分乗させ、橋本より和歌山に送り百六十挺立の大船に移し大坂川口に護送、大坂町奉行に引渡したのち大隅附の島、薩摩附の島、壱岐島、天草、五島、隠岐へ各およそ百人づつ配流。この間の警固護送には目付・足輕など三七〇〇余人を要しており、わが国での空前の大護送、海上護送であった。これにより五〇年余にわたる学僧・行人の争いに終止符が打たれた。<sup>(29)</sup>

明治以降では、東京監獄（小菅監獄）の南水門から綾瀬川を端舟で下り、横浜港沖に停泊の日本郵船貨客船の積荷（米を主とする）の上乗せとして長期囚を小樽に護送、そこより樺戸・空知の監獄に収監している。第一回の護送中の事故第一号は、津軽海峡に飛込んだ中野甚之助（のち樺戸七囚破獄事件の一人）の逃走未遂事例もみられる。<sup>(30)</sup>

このほか第二次大戦中には、昭和一五年（一九四〇）全国からの選抜受刑者五八七名を、横浜刑務所を集結基地として、護送船国島丸（二五〇〇トン）によりウオジエ島・テニヤン島・ヴァム島などの飛行場建設作業に出役している。<sup>(31)</sup> その先発隊二〇名は、前年の暮の一一月すでに出发しており、その後、昭和一六年（一九四一）トラック島の飛行場建設に受刑者を海路護送し出役させている。<sup>(32)</sup>

わが国以外の東洋についてみると、中国では広大な内陸部にくらべ沿岸に流刑に適した島に乏しく、山東省（山東半島）蓬萊県の沙門島（沙門とは出家・修行僧、梵語で<sup>(33)</sup> Samana）など、ごく限られていて永続していない。台

湾においては火燒島（台東沖で綠島とも呼ぶ）が、韓國においては、つぎのごとく伝えられる濟州島が知られる。流人が配地に送られるさい、なかには特別な恩典により奴婢同伴を許される者もいたが、たいがいの者は單身で配地に向わねばならなかつた。護送役人にまもられた流人船は、海蒼浦から出船して、波間を木の葉のように翻弄されながら南吉島を経て、濟州禾北浦にたどりつく。州城に直行し、流人を濟州牧使に引き渡す。その途中、悪質な護送役人は刑政のびん乱を悪用して、流人を荒海に突き落し死なせたあと、そのまま海南浦に帰帆する場合もあつたといふ。むろん、その場合、護送の途中、暴風雨に遭い流人は水没したと報告すれば事が足りたのである。濟州海峡の無人島である冠脱島は、名の示す通り、流人船がこの島の付近を通過するようになると、流謫官人は「ああ！　ここまでくると、もうおしまいだ。この冠服もいまとなつては役に立たなくなつた」とため息を吐き、冠服を脱ぎ平民の身装じたくをしたので、この名がつけられたといわれる。<sup>(34)</sup>

さて、もう一度ヨーロッパに眼を向けたいが、悲人道的な廃船拘禁と時期を同じくして、奴隸船・海賊船の問題がイギリス本国で重大な社会問題となつたことも見落すわけにはゆかない。一七八一年、イギリスのリバーピール港の奴隸船ゾング号で奴隸の集団疫病が発生、一三二人が海に投棄されたという事件がそれである。<sup>(35)</sup>この事件は刑事の殺人事件としてではなく、奴隸所有主と保険会社が損害賠償について民事々件として法廷で争つたもので、現代の人権感覚では理解できないが、これを一つのきっかけとして、鎖を付けられた奴隸の身分への検討と奴隸貿易廃止運動の大引きがねとなつた。こうして一八〇七年、議会で奴隸貿易廃止法が可決されている。しかし皮肉にも同年、取締りの危険を感じた奴隸船が、奴隸をまたも海中に投げ棄てるという事件があり、以降、なお奴隸貿易は表向き禁じられても、奴隸の制度、すなわち海路異国へ拘束・護送され売買使役される、商品同様・囚人同様の

制度が直ちになくなつたわけではなかつた。

また海賊についてであるが、イギリスの東印度会社は、一七世紀のはじめ、国王から東印度方面の貿易独占権、密貿易者の逮捕投獄権、裁判権が特許状により与えられ、一六八〇年からは徵兵権、宣戦、交戦権、外交権までも与えられていた政府の出先機関といえる実権をもつていていた。このため海賊キッドに代表される武装海賊・拘禁設備をもつ海賊船は、この体制を偽装・悪用した海洋の恐怖的存在であつた。このため彼は一六九九年七月六日、西イングランド諸島でついに逮捕され、七月一七日に現地参事会は石牢に監禁、一二月にイギリスに向け護送、一七〇〇年四月一四日、ロンドン西郊のニューゲート監獄に投獄、ロンドン中央裁判所で裁判がなされ、一七〇一年五月二三日、テムズ河畔ワッピンクの海賊専用の処刑場（エクゼキューション・ドック）で絞首刑に処されている。その死骸はタール塗りで鎖吊りにされ、数年間も晒されていた。キッドに限らず、この時期は海賊への厳罰主義がつらぬかれ、いざれにしても船に関する、船を利用した犯罪と刑罰が表面化した時代的特色がみられる。

### 三 廃船拘禁から感化船への一推移

もう一つ、船を利用して非行少年・軽罪者を海洋訓練に充て、教育船・感化船・海上監獄の役割を果させようとする動向と試みがあつたことである。その動きはイギリス、イタリアなどを中心としてみられ、教育船については、

イギリス全体で一一個所あり、その一隻はネルソン提督が使つた有名な廃艦も含まれているため効果は頗る高かつたという。たとえばロンドン學務局所属の教育船は、平時は一定の所に碇泊、陸にある立派な水練所とあわ

せ訓練にあてているが、夏になるとテームズ河を巡航、時にはイギリス海峡を出てポンマスやブリマス辺りまで行くという。船には船長はじめ學科の教師、海事の教師はもちろん、砲術教師、航海長、運転士、軍樂士、医師、看護婦に至るまで三〇余人の職員が揃つており、少年は多いときは三〇〇人いたという。

一九〇〇年、この船に新しく収容した子供は一一九人で、その内わけは乞食一六人、浮浪者五七人、小學校への厭学八人、泥棒の仲間と来往した者三人、売笑婦の所に居住した者一人である。また同年社会に出た者は一五五人で、海軍軍人になった者六人、陸軍軍樂隊に入った者二五人、商船などの火夫になった者七三人、陸上事務に就いた者二七人、故郷に帰った者九人、他の実業學校に移された者・病院に入った者・死亡各一人である。

これまでこの就職については、教育局ではロンドンその他五六の汽船会社などと特約を結んでその採用に努力しており、費用が相当かかる制度であるが他の感化學校と匹敵すべき成績をあげている。ことに海軍軍人となつた子供の中にはトランスヴァールの戦いで勲章を貰つた者もいるといふ。<sup>(36)</sup>

とすることである。わが国では、この統計が伝えられて六年後の明治三九年（一九〇六）、日清戰争の戰利品として清國から拿捕、呉海軍兵學校の練習艦として使われていた河川砲艦鎮邊号（二七九噸）<sup>(37)</sup>を、監獄局長久保田貫一などの努力で海軍省から譲り受け、神戸監獄洲本分監（懲治監）の附屬船（海事訓練船）として懲治少年（幼年囚）の教化に用いている。水兵服姿の懲治少年は二〇年後、高級船員として一九名、下級船員として八名、船具商や解船人員として九名が世帯を構え成功している追跡調査もみられるが、明治四三年（一九一〇）七月、四名の少年が錨・ロープを伝つて海中に飛込み逃走、翌明治四四年三月、不經濟・非生産的という理由と、監獄法制定により懲治人感化制度が除かれ、廃止されている。<sup>(38)</sup>

つづいて大正一〇年（一九二二）、行刑局長松井和義が欧米に出張、イタリアのナポリ湾上にみるチビタ夫人の少年感化船に感動したといわれ、昭和四年（一九二九）一月二〇日、国産の海防艦・測量艦として用いられてきた廃艦武藏（一四七〇噸・同型艦に大和・葛城がある）を小田原少年刑務所浦賀出張所という海上少年刑務所にしている。<sup>(39)</sup>翌年この小田原少年刑務所には快天丸という新造漁船の配属がみられ、昭和一〇年（一九三五）老朽化した武藏に替えて大和が譲渡され、翌年には新造漁船少年報国丸が配属されている。また同年、大村海上刑務支所として廃艦宇治が譲渡されている。

こうして戦時体制下に入った昭和一七年・一八年の両年には小田原少年刑務所浦賀刑務支所所属の少年愛国丸（一三〇噸）・少年報国丸（一三〇噸）は五十嵐水産株式会社と労務提供契約のもと、陸上加工基地は幌筵島、海上基地は北千島与助港として北洋漁業に出役、鱈を中心とした漁撈構外作業形態での教育訓練としている。<sup>(40)</sup> 戦時体制末期の昭和一九年（一九四四）九月には函館少年刑務所に普通海員養成道場を設け、機械科・甲板科の海員養成に着手しているが一時中断、戦後はレーダーを備えた少年北海丸（四四噸）をもち、本格的な海員養成をめざし、現在一層の成果を挙げている。<sup>(41)</sup>

### 第三章 島嶼監獄

#### 一 洋上の監獄島

罪人を独力では一度と戻つて来れぬ洋上の無人島に遺棄するということは、単に遠い地に隔離するだけではなく、自活のできぬ、生活の可能性なく逃亡もできない所に遺棄するわけで、事実上の死刑とまるところはない。

こうした島民不在の小島に一人置いてくるという発想が、最も原始的な監獄島で、こうした例はあったと思われるが、絶海の孤島に向けての地理的知識や航海術はまだ未熟であった。したがつて具体的に例挙できる古い史実は明確でない。

ただ、西暦紀元前五〇九年頃から、ギリシャのアテネで『貝殻追放』Ostracism<sup>(42)</sup>という刑がみられ、それはギリシア市民が、余りに権力の強い者や野心のある者、望ましからぬ人物とみた場合、その名を貝殻か陶器の破片に書きつけて無記名投票し、その者を追放している。その追放先は明らかではないが、ギリシャのよくな島嶼国では、恐らく散在する島の一つであつたろう。クレタ島には『クレテの迷宮』と呼ばれた恐るべき監獄、島の洞窟監獄があり、この迷宮中にひとたび投獄されると、まず出ることは難しいものであつたと、今日でも伝えられている。

その後、航海術の発達から監獄島の条件にふさわしい大西洋上の孤島セントヘレナに、ナポレオンが流されているが、最も代表的な島嶼監獄の例である。また植民地頭初にイギリス本国から送り込まれたオーストラリアのシドニー東方九三〇マイルの洋上にあるノーホーク島Norfolk Islandは、気候温暖で居心地のよい監獄島であつたといわれている。さらに今世紀に入つての一九〇二年、カリブ海の西インド諸島にあるマルチニタ島のモン・プレーフ火（標高一三九七メートル）が噴火したときのことであるが、この噴火の被害は溶岩流によるものではなく、フランスの学者ラクロワの当時の調査では熱雲によるものであるといわれ、火口から八キロ離れた人口三万のサン・ピエールの町は、熱風に襲われ一～三分で全滅死亡している。しかし唯一人、地下牢に繋がっていた囚人は、火傷を負いながらも奇蹟的に助かつたという皮肉な島嶼の監獄事情も現地には伝えられている。

島国であるわが国では、島への流刑（遠島）の伝統は古くからあり、近世江戸時代においては公事方御定書によ

り、江戸では法定流刑地を伊豆諸島とし、大島（江戸より一九キロ）・利島（江戸より一四四キロ）・新島（江戸より一五七キロ）・式根島（江戸より一六一キロ）・神津島（江戸より一八〇キロ）・三宅島（江戸より一八五キロ）・御藏島（江戸より二〇〇キロ）・八丈島（江戸より一九一キロ）・青ヶ島（江戸より三五八キロ）離れた太平洋上に位置する。特に三宅島通過のあたりから黒潮の流れ、うねりが著しく、陸地からの大きな隔絶感に包まれてゆく。

利島は新島・三宅島の島替地として僅かの流人を預かっており、御藏島は三宅島の属島としての島替地、青ヶ島は八丈島の属島としての島替地という位置づけにあつた。江戸時代、伊豆の流人は伊豆韭山代官所の支配下にあり、各島役所である出張陣屋は御仮屋とも呼ばれて代官所の手代・書役が詰め、島民代表である島名主が村名主・五人組頭を監督して流人の島抜け、喧嘩や寄合の動静を監視し取締つており、同時に御用船の出入りに対応する管理制度を整えている。<sup>(43)</sup>

その流人への取締として、殺人など重い島内での悪事をした場合はその島で死罪、ねだり事をしたり、あばれたりする類は島替、流人は仲間三人以上と寄合つてはならぬとか、博奕をしたり刃物を所持していた場合など、事こまかい島仕置が定められていた。島には牢舎もあり、桎<sup>はせ</sup>という戒具（足枷<sup>かせ</sup>）の付着もこの場合なされている。ただ流人も身分によつては家持流人（関ヶ原の敗将宇喜多秀家など、独自に家を持つか貸屋による）・在家流人（身分ある武士や公家を自宅に同居させる）・小屋流人（家持・在家以外の流人で村に割当てられた村割流人）という別もみられる。小屋流人は普通三坪ないし四坪の堀立小屋、草葺き屋根で内部は木の皮付きの柱を突つ立て、窓は薔戸、床は蘆草敷きで、隅には石で囲う竈を設けるといったものである。また身分ある者には水汲女（現地妻）を黙認、裕福な親類縁者のある流人は、国元からの見届品（見<sup>み</sup>継<sup>つづ</sup>と呼ばれる仕送り・届け物・差入れ）も手渡されている。

このような形で小屋流人は日々露命をつなぎ、江戸からの赦免状の到来を待つのであるが、最も悲惨なことは飢餓による餓死の苦しみであった。平素でも手職のない小屋流人は、玉石垣一個を捜してくれば粥一椀を与えられるということで、嵐の日に身を賭してこれを拾いあげており、流人の過去帳に磯にて死亡と散見されるのがそれである。まして飢餓といった食糧不足時には流人は厄介物扱いされ、流人はもとより島民も海草や山芋・あした草・羊歯・イグマの根・山桂(45)という木の実まで喰い尽して生きのびようとしており、まさに地獄絵図さながらの実情が伝えられている。

西国流人、すなわち京・大坂・西国・中国からの流人を総括して呼称するが、これらの流人は薩摩・五島の島、あるいは隠岐・壱岐・天草の島々に配流される。その島割りはその年により子・丑・寅という島順でなされており、生活条件の良い島と悪い島に運・不運があつた。

配流の指示は京都所司代名儀の鳴御証文が大坂城代を経てなされ、その事務は大坂町奉行流人役（与力二騎・同心二名）と大坂御船手（船奉行）の打合せによりなされる（御用秘鑑・公事要書）。その西国流人発遣の手順は遠嶋を申渡されたる者は落着以後乗船に至る迄諸事流人役の取扱に屬す。流罪地は大阪、堺の分は隠岐島、京、伏見、奈良の分は隠岐、壹岐兩嶋に分遣せしに享和元年八月以上五ヶ所の流人を打混じ人數甲乙無きやう順番に（一）隠岐、肥後天草郡、（二）薩摩、肥前五島、壹岐島に遣はすべしとの命あり、隠岐島及天草郡に遣す年は三月頃船用意を城代に聞し、四五月頃に發船す。流人を乗する雇船并船中飯米等は入札にて請負に命じ請負人より差出せる船は廻船年寄にて検査の上、猶又東西流人役にて立會見分を行ひ、罪人を入れ、圍を造らしめ、圍出來の上再び見分を行ふ。流人宰領は御船手水主なり。流人乗船の節は下役同心の外、警固の爲増遣せられたる同

心と共に、水路川口元船に至り、流人及雑物を御船手與力に引渡し御船手與力并に右船に乘組める請負人より請負書を徵す。又藩摩、肥前五嶋、壹岐島に遣す年は前年秋領主當表藏屋敷の留守居に迎船を差出すべき由、町奉行より申渡あり、船中圍等も流人役より見分せず、流人船中の飯米諸雜用も領主の賄にて、宰領も領主の家臣をして之に當らしむ。但し、流人乗船の節引渡方は前に同じ<sup>(45)</sup>。

と、いう方法でなされた。配船も江戸と異なり入札でもって「渡海屋」と俗称される請負人によりなされている。民間の雇船によつたのである。護送中の流人の船団い造作代・飯米代・諸雜費が領主賄いといふ点も、幕府直轄（天領）の伊豆諸島と異なり、西国配流地は幕府直轄の隱岐・天草、長崎奉行管下の壱岐・五島を除き、

福岡藩所轄（玄界島・小呂島・姫島）

厳原藩所轄（対島）

唐津藩所轄（加唐島・馬渡島・向島）

島津藩所轄（飯島・種子島・鬼界ヶ島・屋久島・喜界島・奄美大島）

と、いう藩領（大名領）が多く入混つてゐるからでもあつた。こうして島割り・配船の準備が整うと、期限を定め流人の集結事務がなされてゐる。すなわち京都・伏見の奉行所での留置き流人は川船で送られ、木津川口・安治川口で大坂町奉行の掛りに受取られ、川口の元船に直送、堺・奈良奉行所の留置き流人は唐丸籠により陸路経由、同様に川口の元船に直送、それ以外の遠方奉行所・代官所からの預り流人は大坂松屋町牢屋敷から引出し、元船に収容している。

流人の乗船が見届けられると、鳴御証文を携え出張する宰領（押送り責任者）が御船手組水主（同心）の中から

任命され、島に向けて出帆するのである。その多くは眞面目に、無事役目を果してゐるが、稀に流人船が寄港先で停泊中に流人船から逃走することを「船抜け」と称した。文化十年〔一八一三〕、大坂御船手組水主が流人を護送中、船中に収容されていた流人達が、気晴らしのため、上陸させて呉れと渡海屋や水主に申し出て度々上陸し、料亭に登樓し、入浴したり飲酒等して遊興し、果ては流人同志で口論をなし、そのさまに紛れ逃走の上、人家に侵入し強窃盜を働くという不祥事を惹起した。そのため、流人の内、一人が引廻の上獄門、一人が獄門、二人が死罪。一方、水主「同心」三人が死罪、二人が遠島に夫々処せられた。<sup>(47)</sup> といつた、とんでもない大事故を起こした例もみられている。このほか天保二年〔一八四〇〕には、大坂町奉行扱で種ヶ島に流されていた博奕打富三郎ら三人が島抜けして難破、清国海岸に漂着したと、現地の伝えに遺されてゐる。<sup>(48)</sup>

琉球（沖繩）については曲折があり、島津藩が在番奉行を置く以前の王朝時代から、先島と呼ばれる宮古・八重山諸島を流刑地に充てており、大清律を大幅に受容れている「琉球科律」のもと、久米島・石垣島・多良間島にも流人を配している。調査した最も小さい多良間島は、わずかな政治犯・流人の配流例をみると、奥州宮古（現岩手県宮古市）の榮作船善宝丸が漂着した一件など、丹念な報告文書も『多良間村史』として編纂されており、小さな先島とはいえ琉球の行政が手堅く行届いていたことを知る機会でもあつた。

## 二 湾内の沿岸沖にみる監獄島

拘禁の立地条件として、絶海の孤島と云うよりも、湾内・沿岸沖の島嶼を選ぶということは、食料など物資の供

給、海路による護送の便、囚人の大量集禁という点からも一つの進歩とみられる。

イスラエルの北部、レバノンから車で南に約一時間のところにあるシンドン城（サイダ城）がある。これは地中海に防波堤の「」とく突出した小さな砦であるが、一一二〇年頃に築かれたフェニキア時代の十字軍の海城で、捕虜・奴隸・罪人の監獄にも用いられたとの伝えがある。一四世紀につくられたギリシャのロード島の監獄は海に接した石の砦として古くから知られ、一〇世紀から一六世紀にかけ、アドリア海に面し造られた旧ユーロー・スラビアのドブログニク城は、シドン城に似て海岸より突出した半円形の巨大なイワン要塞を頭部に見立てられよつか。石壁で囲われた一大要塞都市を形づくっている。城内中央部の小高い所はミンセタ・タワーと云う、どつしりとした円形監視塔で、それ自体、堅牢な城塞でトルコ軍と海賊の侵攻に備え、時には一部を牢舎に充てたともいわれる。

しかし、何といっても圧巻はフランス南部の海岸にある大都市マルセイユ港外に浮かぶイフ城（シャトー・ディフ）という監獄島である。この監獄島は海岸から沖合三キロの小島で、遠く海上から望めば、ポターブ島・ラトンノ島と並ぶ三島の一つであって、石灰岩丘陵を海岸線の背景に、島全体が断崖絶壁に囲われ、海上に浮かぶ黄褐色のうづくまつた一大岩塊といえようか。内部は縦横に岩をくり抜き造られた天然の“岩牢”と呼ぶべき監房がみられる。一六世紀、フランソワ一世が海賊侵入に備え造った海城で、事実上の監獄島である。

この監獄島を舞台に、フランスの作家デュ・アレル・ダマス（1802～1870）が、無実の罪でこの島に幽囚されるエドモンド・ダンテスを主人公に、波乱万丈の長編小説『モンテ・クリスト伯』Le Comte de Monte-Cristoを著わすことにより広く世界的に知られ、わが国でも明治三四年、黒岩涙香訳『巣窟王』として親しまれている。この城には実は相当身分の高い人物が極秘に幽囚されたため、後世に多くの謎をのこし、思想家ボルテールなどもそ

の解明に動いたことがある。のちフランス革命の大立物ミラポーもかつて幽囚されたことで知られている。

岩の上には、暗澹たるイフの城塞がそびえていた。その怪奇な姿、周囲に深い恐怖を漂わしたこの牢獄、三百

<sup>(50)</sup>

年来、陰惨な伝説によつてマルセイユを有名にしてきたこの城塞……。

という表現は決して誇張ではなく、南フランスの地元でミストラル（風の親分）と呼ばれる強風が吹き抜け、岩盤に打ちくだかれてゆく荒々しい音響は、意外であるが監獄島であるあることを否応なく実感させるものである。

また、かつてオランダの植民地としてあつたインドネシアのジャワ島沖のヌサ・カムバンガン島（地震が多く揺れ浮動する島の意）は、全島面積一二〇平方キロ、南北四キロ・東西三〇キロの細長い島で、わが国の淡路島よりや、大きい島である。島内は監獄が一〇箇所もある囚人島で、一島に監獄が集結されている例としても世界的に特異である。太平洋戦争中は日本の司政官の監督のもとにあり、中央部にジコムブレン監獄と分監のバト併せて五九六名、南部グラダガン監獄に六五〇名、カムバン・クニン監獄に七〇三名、ブルミサン監獄に一〇一七名、ブシ監獄に一二九〇名、東部リムス・ブントウ監獄に一一九名、グリーゲル監獄に三七三名、カラム・テンガー監獄に三三八名、西部のカラガニヤール監獄と分監ババカン併せて九〇三名とあり、他に散在する病監（マラリヤ・レプロ・罹患囚）に三〇〇名近い囚人が収容されている。これらを管理する職員は典獄以下三一九人、その家族は一、五〇〇人であったという。<sup>(51)</sup>

これに似た植民地監獄島として挙げるならば、南アフリカのローベン島の監獄がある。この島は一七世紀からこの地の監獄島として使われていた。一六五〇年代からオランダ人が入植し、海上交通の一中継地であつたがイギリス人が一九世紀から入植して病院、監獄、特に政治犯の監獄を一九六三年に設け、白人政権によるアパルトヘイト



(人種隔離) が進められ、これに反対する運動家ネルソン・マンデラ氏が一九九〇年に解放されるまで一八年間(他の施設を通算して二七年間) ここに収容されている。政治犯は一時は三、〇〇〇人を数え、マンデラ氏も石灰岩の破砕作業を強制され、両眼を患つたところで、その監房は三メートル四方で現存している。<sup>(32)</sup>

出獄後、一九九四年、マンデラ氏は初の黒人による新政権「南アフリカ共和国大統領(アフリカ民族会議ANCを基盤) となり、ノーベル平和賞を受賞しているが、本年(一九九九年)五月、八〇歳で退任が予定されている。口 ペン島監獄も廃止される予定で、周囲十一キロ、ケーブルマウンテンを背にしたケープタウンの街も南東に遠望されるこの監獄島は、ペニギン生棲の平和な島になるという。

つぎに、わが国での近世の沿岸沖にみる監獄島(流人島) に該たるものとしては、近海に散在する諸藩内の定められた島である。海に面しない内陸部諸藩、寒冷で監獄島に不適当な奥州諸藩もあるが、おおむねつぎの諸島がこれに該る。

松前藩所轄(奥尻島)

仙台藩所轄(網地島<sup>あじしま</sup>||現牡鹿島、江島<sup>えの</sup>||現女川町)

加賀藩所轄(能登島<sup>のじま</sup>||現石川県鹿島郡能登島町)

天 領(佐渡島<sup>さわたりじま</sup>||現新潟県佐渡郡佐渡)

天領のち松江藩(隱岐<sup>しづき</sup>||現島根県隠岐郡西郷町ほか島前・島後)

尾張藩所轄(篠島<sup>しのじま</sup>||愛知県知多郡南知多町)

鳥羽藩所轄(神島<sup>かみじま</sup>||現三重県鳥羽市神島町)

阿波藩所轄（淡路島||現兵庫県洲本市ほか、坊勢島||現兵庫県長島町・家島群島の中の一島）

岡山藩所轄（鹿久居島・鶴島||いずれも日生諸島に所属、釜島||現岡山県倉敷市児島）

福山藩所轄（六島||現岡山県笠岡市）

毛利藩所轄（深島||現大分県蒲江町）

萩藩所轄（見島||現山口県萩市見島）

丸亀藩所轄（本島||現香川県丸亀市）

松山藩所轄（生名島、二神島、忽那諸島||現愛媛県温泉郡中島町・中島・怒和島・津和知島）

大洲藩所轄（野忽那島、睦月島||一島とも忽那諸島に所属）

中国については、さきに沙門島に触れたが具体的な執行状況は明確でなく、沿岸沖の相当監獄として近代イギリス植民地下の香港島「ビクトリア・ゼール」Victoria Jailがこれに該当するか。また朝鮮についてであるが、古朝鮮時代の伝説的文献『三国遺事』、三国時代（高句麗・百濟・新羅）の『百濟本記』などにより、すでに五刑の存在を知ることができる。世祖時代（一四五五—一六八）の『経国大典』制定のころは、王朝の官僚制度も整い、笞杖刑・徒刑（島地への強制労働が多い）・流刑（充軍の制を含む）という刑罰制度も、ほぼ前朝（高麗朝）の故事に倣い厳しく執行せられていた。

特に当時の流刑は明の「大明律直解」などを模倣しつつ、官人に適用される傾向が著しくみられる。その流刑先は京城に近い江華島（京畿道）・白翎島・鉄島（黄海道）などの例もわずかにみられるが、大部分は全羅道の孤島に送られ、最も遠い济州島をはじめ、黒山島・珍島・莊子島・金甲島・智島・郡山島・古今島・莞島・薪智島などで

ある。

流刑には放帰田里・放逐郷里・門外黜送など、帰京帰郷を排除する追放的保安処分に類したものもあれば、遷徒刑（全家徒辻・遷離郷土一千里外という、全家族を遠隔地に強制移住させる唐律・日本律にみる移郷）、付処（官吏への流刑の一態様で、地方官に責付して一定の指定地に留住させること）、安置（配所のなかの居住場所を定め制限するもの）で、これにはつきの三種がみられる。

本郷安置は、罪人を故郷に幽閉せしめる制度で、これには、当初から故郷に幽閉する制度と、いつたん流配されているものを還郷させて、故郷に幽閉させる制度の二種類があつた。

絶島安置は、流刑のうちでもっとも苛酷な隔離措置で、無人島などに送られる流刑制度をいう。いわば、重罪に対する応懲の措置をとつたものであり、はなはだしい場合には、毒蛇や毒虫が棲息するところに安置される場合もあつた、という。そのため、絶島編配（徒・流案に記録しいれる）は、続大典・大典通編・大典会通の刑典にも、「絶島に官守（職責）のないところには、罪人を編配しない」。（黒山島のような険惡な地域には、特別に教旨〔主旨〕がないと定配しない）とあり、濟州三邑（濟州・大靜・旌義）には、「罪名がとくに重いものでないと、定配しない。「楸子島と濟州牧には、特別に教旨がないと、定配しない」と規定して、絶島編配を制限している。

囲離安置は、謫舎のぐるりを刺（トゲ）のついた枯木でもってとりかこみ、そのなかに幽閉される、いわば、重軟禁にあてはまる刑なのである。枯木がおもに全羅道地方に繁茂したので、重罪人たちを多く全羅道の島嶼に送つたというが、それは取るに足りない詭弁である。

囲離安置は「不可與家属混處」として、家族との同居を許さない。<sup>(54)</sup>

さまざまな流刑制度をみる朝鮮において、濟州島への流刑は、とりわけ李朝の支配階級「両班」の人たちにとり怖れられたもので、廢王光海君（アングン）（在位一六〇八—一三三）など王族・大臣・將官・高級官吏が政争により流謫されている。

### 三 大都市化とその流域・中洲にみる島嶼監獄

人口の増加、人口の都市集中は、都市計画の中に位置づける監獄の有効な機能というものがおのづと求められてゆく。交通の不便な遠隔地・不毛の地よりも、大都市であるならば一層、中央部・近接部にむしろこれを設けることは、隔離と逃亡の防止という目的を達するだけの立地と設備・管理体制が整えば可能であり、都市にあることにより中央からの指示・連絡・監督も容易であり徹底がはかられる。また移動の迅速さ、教育・作業・医療上の人材など社会的資源の活用、家族など面会人の利便など、プラスの条件が豊かである。また反面、多くの人の眼に監獄の存在が厳然と日常的に示され、改善への理解と犯罪抑制への他戒的機能も折込むことができるという考え方もある。

近世から近代・現代へと監獄の機能がそういう傾向をたどっている」とも確かにあって、その両極が試行錯誤のなかにみられるのがここで指摘する監獄といふことになる。

まず隔離と他戒の両機能を求める典型的の一つにアメリカ・サンフランシスコ湾頭にあるアルカトラズ監獄島 Alcatraz Island が挙げられる。正式にはアルカトラズ連邦重警備監獄 The United States Penitentiary at Alcatraz と呼称する。一九三四年に創設され一九六三年閉鎖と、わずか二九年間の短命で、凶悪囚三〇〇人以内

を定員として収容を続けた監獄で、アメリカ治安の重責を荷負った歴史性は大きい。至近距離部分は対岸から一マイル、しかし水流は速く冷たく、霧のかかることが多く、脱獄は数回試みられているが一人も泳ぎ切れた者はなく、七人が水死、保安要員の職員もこれを逮捕しようと二名が殉職している。

昭和三八年（一九六三）閉鎖され、ヒッチコックの映画「鳥」の舞台や映画「アルカトラズの脱走」などでも知られるが、何より広く知られるのはアメリカ暗黒界に君臨したギャングのボスであるアル・カポネ Alphonse Capone が最後に服役した監獄ということとの知名度が高い。施設は今も保存され観光コースとして開放せられているが、当時使用の獄舎（四階建ての部分もあり、動物園風の鉄檻の監房あり）、作業場、食堂、教会、見張台、水槽、煙突、灯台がそのまま保存されている。<sup>(55)</sup>

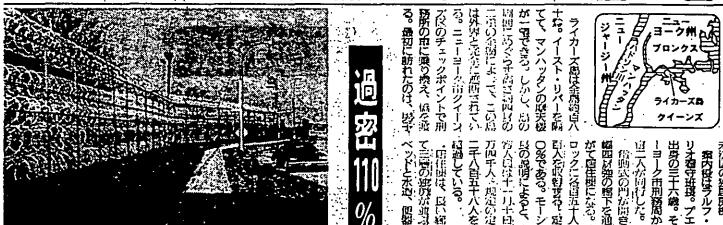
もう一つ、ニューヨーク・マンハッタンの東を流れるイースト・リバーにライカーズ島がある。全島が高さ四メートルの二重の金網で囲われ、収容定員一二、八五八名というライカーズ監獄となっている。収容定員の一割を上廻る過剰拘禁に悩まされ、その六〇%が麻薬といわれ、暴動騒ぎが頻発している。<sup>(56)</sup>この過剰拘禁の打開策として

これまで同市スター・テン島の往復に使われていたフェリー「ジョセフ・メリル号」を改造し収容人員百六十二人の刑務所にしようというアイデア。先月末、着工、今年中に完成する。改造作業が終った後、ライカーズ島沖にえい航し、機橋でつなぐ。全米初の試みで、刑務所を新設するのに比べ安上がりになるが、心配されているのが船酔いという。<sup>(57)</sup>

とある。すでに絶えて久しい廃船拘禁が、こうした形で都市監獄に復活するとは、まことに皮肉なことと云わざるを得ない。

(第三種郵便物認可) 昭和61年(1986年)11月13日(木曜日)

有江 管



卷之三

高さ4㍍の二重の金網がぬらされたライガーズ刑務所

過密  
110%  
%

監視の誤認が  
じつは誤解だ。  
ドクターハウス、ハコト、ハコト、監視の誤認が  
じつは誤解だ。 ドクターハウス、ハコト、ハコト、監視の誤認が  
じつは誤解だ。

おまかせください。——「アーチー」即ちアーチー、皆様おめでたす。おまかせください。——「アーチー」即ちアーチー、皆様おめでたす。

す。因みにそれが最も多く、不足のため、一四二六駿河守（一四〇一・一五〇二）とその子孫が、一四三〇年（延喜元年）に「一ノ門」を建てる。即ち、この門は、御器のもので、出でたのであるといふが、恐らくは、

米テイカース刑務所

「ハーバード大学で、日本人の暴行事件が問題にならなかったのは、日本が世界の構造から外れていたからだ。ハーバードは、世界の構造を反映する大学だ。日本が世界に出てこなければ、ハーバードでは、日本人の暴行事件が問題にならなかった。」

## 刑務所ぐるみ囚人暴行 恐怖のシェイク・ダウン

### 元老院が騒ぐ

刃傷ざた、強盗、売春もある……「ト」はシャバと同じだ

昭和61年（1986）11月13日・読売新聞記事

これについての、わが国の例を挙げるとなると、近世、急速に発達した百万都市江戸の、無宿無頼対策として、隅田川の河口、江戸湊の入口の中洲を埋立てた人足寄場がある。この寄場は從来の未決牢という性格と異なり、江戸の島地（俗に無宿島あるいは単に『島』と呼ばれる）に監禁されているため島人足とか水玉人足とか『島奴』的な性格をもちながら、教化授産の方針のもと、都市化著しい江戸での自立更生による渡世がはかられている。その伝統的牢制を修正した意義は大きいといえる。天保以降は油絞りなどの重労働により懲役監獄的な性格を帶び、明治以降は警視庁石川島監獄署、巣鴨監獄という日本の中央監獄・首都監獄・代表的国際監獄へと変身している。近代都市に先見をもつて巧みに適応を試みた監獄の例といえよう。<sup>(58)</sup>

#### 第四章 寺院監獄

##### 一 犯罪者の逃避邑としての寺院の役割

古くから寺院は王族・政治家（政敵・革命家・亡命者）や犯罪者（遁刑者）が庇護を求め逃げ込む特殊な場所として存在した。世俗と一線を画す環境・条件と権威的 세계があつたのである。教会・修道院を含め、寺院は人間の教化と贖罪、人々の幸せの在り方を神の教理にもとづいて教説示唆し、地域や民族・人種の心の依りどころとなつて長く存在してきた。いまでもスイスのレマン湖畔の小教会入口などにも、かつてのこの種由来を解説した標示がよくみられる。

このギリシヤ語で云うアジール Asyl (逃避の街・逃避邑) という制度は、思想的にいつてユダヤ民族の掻「タリオ」 talio (同害報復) の例外として、モーゼは六種類のアジールを認めるのである。すなわち宗教的教理に根ざす

権利であり聖域であるとの理解に立つ。誤って人を殺した者、苛酷な労働に耐えられぬ奴隸、免れ難く弁償不能の債務者などが保護を求めて一定期間ここにかくまわれば、神の保護を得、免罪的時効効果をもつとされた。しかしこの寺院での免罪特權も公刑罰の発達とともに制限され、一八世紀において、ほとんど無くなっている。

アジールと平行し、僧侶と監獄との教化的接触は、紀元三二五年のニカイア宗教会議で、コンスタンティヌス皇帝が「囚徒を訪問せよ、而して彼等の為に其の精神の幸福を保護せよ」と決議させ、僧侶の監獄訪問制度がみられてゆくのも自然な成りゆきであったと思われる。<sup>(59)</sup>しかし寺院での典礼の様式化・権威化は、次第に強制的な力を浸透させ發揮するのであって、

身体刑の典礼中心の性格がいくつも私どもに理解できる。なかんずく、公開の場でければしさを誇示しなければならない儀式の重要さが、法のこうした勝利にかんしては何も隠し立てする必要はなかったのである。処刑の枝葉の行事は伝統的に同じであつた。だが判決文には必ずそれらの行事が列挙してあつた。それほどまで刑罰の機構のなかでは重要だったのである。たとえば、引きまわしの行列、四辻での立ちどまり、教会の正面入口での停止、公開の場での判決文の朗読、膝を屈しての礼拝、神ならびに国王へ加えた侮辱にたいする悔悟の念の表明、時として裁判所じたいが、礼儀作法と席次権の問題を規整することも起つた。<sup>(60)</sup>

という傾向の指摘がなされている。これらはいずれも、司法・行刑が宗教的様式の典礼、すなわち儀式化を通して権威的に執行されていったことを物語るものに他ならない。修道院を中心として発達してゆく町もこうした背景に立ち、スペインのサンタ・ジュリアーナ修道院など多くの例がみられる。今でもほぼ完全な遺構が保たれているスペインのアイオナにある聖コルンバ修道院のたたずまいは、

修道院の敷地は人間の腰ほどの高さの低い石垣を繞らしてある（中略）この道が石垣に設けられた入口にはいるところは、大きな泥おとしのような鉄の格子があり、その下が溝になっている。牛が敷地内に入らぬためである（中略）入口を通ると丸い敷石の道は、真直ぐに修道院の建物に向かつ。ラテン十字の基本プランの真上にアングロ・ノーマン風の角塔をのせた粗い石積みの教会だが、これについてクロイスター・中庭があり、それをめぐつて役僧会議室<sup>チャーハウス</sup>、食堂、倉庫等の二階建の石造建築がある。<sup>(61)</sup>よく普通の中世修道院建築である。

と伝えている。ところで一国の皇帝をも屈服させた、かの“カノッサ城の屈辱”でも知られるように、ローマ法王の宗教裁判権が急速に伸長するにつれ、宗教裁判を通じての教会（寺院）の政治力は圧倒的なものとなり

中世の世界観における靈 Spiritual と肉 temporal の二元対立の思想は、政治的には教会と国家との対立抗争・妥協の事象として、中世および近世初期の政治史を彩る。<sup>(62)</sup>

とあるように、中世寺院法の特色は宗教裁判所と国家裁判所の二元的対立の図式で説明がなされている。いのようにして、教会権力はやがて牧師の刑罰権をも公然と専断してゆき、反体制牧師・反体制教徒を一網打尽とする宗教改革の過程にみる大弾圧と抵抗の嵐が吹き荒れてゆくのであるが、こうした時流から隔絶、六～七世紀以来の伝統的な古い院内共同体の戒律を守り通そうとする修道院も依然として存在する。

例えはアイルランドなどでは、聖ギルダスが纏めたといわれる『贖罪法典』Canones poenitentiales を日常規則したものとみられるものがあり、各地の修道院長を転々としながら、北イタリアのボッビオ修道院を創立して没した伝道者コルンバヌス（生年不詳～六一五）の修道士規則 Regula manachorum・共住生活規則 Regula coenobialis もその一つである。それには鞭打刑の基準として

鞭六回の罰（食前の祈禱をせず、不要な雑談をする等の反則行為）

鞭一一回の罰（外出時に横着して自から十字を切らぬ、作業前後の祈りを忘れる、命令なく物品を授受・使用する等の反則行為）

鞭五〇回の罰（上司先輩に口答えし、嘘をつく者、祭壇を粗相する者の反則行為）

鞭一〇〇回の罰（不許可物品の所持および紛失行為）

鞭二〇〇回の罰（立会人・証人なく婦人と親密な会話を交わした者）

といった具体的な内部規律があり、牢獄なみの刑事罰といえるものが、いく当然のことであって、守り続けられていた一面もあつたのである。

内部の史的事情は解らないものの、外見的にその厳しい面影というか雰囲気を漂わせる古い修道院は、スペイン、フランス、イタリアなどに今なお数多く、内陸部・山間部にみられるが、特にスペインのアストゥリアスの司教館Astorga、モンセラットの修道院Montserrat、ペルマ・デ・マジョルカPalma de Mallorca のカテーテラル（大聖堂）などに、そうちものを不思議に強く感じるといえようか。

## 二 宗教裁判と寺院・修道院の監獄轉用

寺院監獄はこうしたなかで生れてゆくのであり、寺院・修道院を監獄に代用し転用し充てたという構造および伝統的性格のものと、宗教犯罪者を集め反省もしくは改宗を強制する、いわゆる宗教裁判所付属監獄の性格のものと二通りあるのである。前者について云えば、修道院は社会から隔絶した立地条件にあることと、ベネディクトの

戒律などでみると、清貧・貞潔・服従の誓いのもと、禁欲・瞑想・労作といった宗教的訓練の必要上整えられた戒律・設備は、監獄に容易に置き替え転用できるものであった。それに同義語といふか

イスのウリ Uri に於ては一八一七年頃塔裏に犯人を収容した為に Turmgewölbe が即ち監獄の代用語となり、一八二〇年頃フライブルグやチュルガウに於ては犯人を古寺院に収容した為めに Klostergebäude が監獄の代用語となつて居つた。<sup>(63)</sup>

との説明もみられる。規模と偉容から、フランス西部のアルターニュ海岸にそり立つモン・サン・ミッシェルは、一四世紀にイギリスに占領するところとなり、要塞化し、監獄にも転用、修道院を監獄に転用した代表例である。今もなお修道院として立つこの島は、湖の満ちると共に海上に孤立、高い尖頭を頂点に三角型の一大岩塊の姿を示し、海中城・海中監獄・城塞寺院そのものといえる不思議な威圧と淒みを感じさせる。修道院の監獄転用は後述する少年監獄・婦人監獄・王室監獄の前身的なものである。

後者の改宗を強制し、寺院監獄的役割をなしたものに南フランスのエーグ・モルトのコンスタンスの塔が挙げられる。中世の城壁の町といえるエーグ・モルトは延長一六〇〇メートル、厚さ三米で城壁上を人が並んで歩ける幅で、高さは一〇メートルを越えている。コンスタンス塔はこの長方形の城壁の角櫓で二五ある塔の一つである。この塔は堂々たる建造物で大広間がいくつもあり牢獄が付属されている。このコンスタンス塔を有名としたのは、新教徒弾圧の女性用寺院監獄に代用され、大きな抵抗がなされたことで知られるからである。

新教徒の根拠地だったこの町を奪つた旧教の国王側は、高さ三六メートルのコンスタンスの塔を新教徒の女性用牢獄に変えたのだ。二十三歳の一女性マリー・デュランが、この牢獄の廃止によつて他の信徒たちとともに自

由の身になつたのは、大革命のわずか十年前で、そのとき彼女は六十一歳になつていた。獄舎の中央、井戸の縁石に彼女が刻んだといつ「レジステ」(抵抗せよ)の文字を読むとき、國家権力と結びついたカトリックの非寛容性とたたかう一女性の、三十八年にわたる精神のドラマに思いをはせない者はないだろう。——エーグ・モルトは中世が凍りついたよつな町である。<sup>(64)</sup>

という弾圧の闘争の場であつたことが伝えられている。ただ、こうした中にも、牧師の地道な一般罪囚への宗教教誨・監獄訪問 prison visiter という努力も慈善事業の一環としてつづけられており、

彼のコンスタンチン帝は改宗したる後、其法律の中に於て各種の慈善的分子を加へ、或は孤児を救ひ、或は棄児を拾ひ、又は貧窮人を助け、進で監獄事業を研究し、爾來ジョスチニアン帝の時にも頗る監獄改良に注意して種々の改正案を作りたり。夫より一五五〇年の頃、英國に於てはエドワード六世の時、彼の有名なる説教者ラチモルは監獄改良及監獄教誨の忽せになすべからざるを説て曰く、「私はニューゲート又はフリート監獄の牧師なり、囚人は聖日<sup>(サンデー)</sup>に説教を聴く機会なきが故に、其日には必ず監獄に赴きて教誨すべき筈なり。(中略)

又エドワード六世の次に王と為りしメリーリー女王の時、フォックスは監獄の内部の慘虐たる罪悪に付、其著述『殉教者』と名づくる書籍の内に、当時の事実を記載せり。一五五八年乃至一六〇三年エリザベス女王の時代に於て、ベルナード、ギルピンと称する人は北英國なる彼の伝道教区内に於て屢々地方監獄を歴訪せり<sup>(65)</sup>

とあるように、一部ではあるが宗教の力による囚人教化という重要な動きが続けられていたのである。しかし残念なことであるが、一般的には多くの問題を抱えており、むしろ泥沼のよつな実態も分析せられている。これは修道院拘禁の内部告発とも反省改善の建議書とも読みとれるフランスの修道僧ジャン・マビヨン(一六三一—一七〇七)

の遺稿『修道会の監獄考』(一七一四年刊) *Réflexions sur les prisons des ordres religieux* が貴重な史料としてあり、これらを踏まえたその後の研究には、ナチス・ドイツから迫われ、アメリカで研究を続けまとめられたつきの『刑罰と社会構造』<sup>(60)</sup> での一文をみる。

ベネディクト派教父マビヨンは、彼の死後一七二四年に刊行された『修道会の監獄考』において、拘禁と関連を有する多くの理論的問題にはじめて注目を払っている。カトリック教会のすぐれた人々が監獄の目的と性格を体系的に取扱った最初の人々であつたということは、決して偶然ではない。けだし教会はすでに初期において、この問題に直面していたからである。教会は牧師について刑事管轄権を有していたが、彼等に対しても死刑を宣告することを許されなくなるや、拘禁刑と身体刑を以てせざるを得なくなつた。さらに「宗教特権」*Privilégium Föri* が与えられたが、これは拷問を伴うものであつた。多数の人民はただ「特権によって利益をうけるためにのみ教会の下流階級に入り、それによって牧師の犯罪の問題が増大するに至つた」のである。要約すれば教会は、後日にいたるまで当時の学者達の念頭に上らなかつた拘禁の問題について、すでにそのはるか以前から直面していたのである。

修道院への監禁ははなはだ不首尾であった。これは一方においては囚徒たる牧師があまりにも早く逃亡したこと、他方においては多くの修道院が彼等の受入れを拒んだことにもとづく。アレキサンダー二世の「」とき初期の法王はトーマス・ア・ベケットの暗殺に干與した牧師達を修道院に監禁するため、自己の命令の中に「もしなすべきにおいては」*“Si Fieri Potest”* の條項を挿入する義務を感じ、ボニファス八世は牧師を別々の修道院に有期又は終身の拘禁とする」とを許した。終身監禁は当時の当局者達が死刑を適用するを相当と認めたであろうと

思われる事案のみに限られていた。もつともそれはしばしば死刑を意味した。何となれば食物を差止めることが出来たからである。拘禁刑の不快さを強めるためにいろいろな刑罰方法が設けられた。独居拘禁が一般に用いられた。それは刑罰の基本的意図、すなわち囚人の改善ということに役立つと考えられたからである。労働力利用という現実的問題は殆んど重要性をもたなかつた。マビヨンは労働の道徳的価値のためにのみ囚人は働くべしと主張した。教会に与えられた仕事は、一方においては犯罪人の精神的福祉に対する公平な考慮、他方においては教会規律の諸要請というこれら二つのものの均衡をとるにあつた。

この部分は二十世紀の現代的行刑水準に当てはめて回顧し、考えようとする、や、具体性を欠いた研究と思われるが、それを補なうには、アビヨンの死後六十八年を経て、イギリスの篤志な貴族ジョン・ハワードが宗教裁判所牢獄を実地に巡回し記録した『監獄事情』<sup>(67)</sup>がリアルであり、転用された拘禁状況がよく観察され、説得性のある史料である。すでに当該囚人が減少し、あるいは皆無となつてゐる牢獄もあるが、眼につく個所を若干引用して要約しながら概見すれば、つぎのような変化と衰退がみられている。

リスボン（ポルトガル）の宗教裁判所牢獄 Aljube は大寺院の傍にあつて、総管長の管理下にある。この監房は四個の監房と一つの小さい教誨堂から成り、六名の僧侶と三名の女囚がいた。この監獄でも又他の監獄でも鉄格子を通じて囚人と会話することが許されているけれども、私は何時でも獄舎に入つていつたとあり（同書一五一頁）、ヴァリヤドリード（スペイン）の宗教裁判所牢獄では、一六六七年のオートダフエ（宗教裁判の火刑）の絵画が壁にあり、法廷、祭壇、発禁本を収納した戸棚があり、囚人が出廷時に通る秘密の階段と廊下というものがあつて、その両側が数個の監房になつていていたという。囚人の交談を防ぐため監房も一重扉、壁も一重壁となつて

おり、その壁と壁の隙間に一種の煙突様のものがあり、天辺は閉めてあるが側面には孔があるので、そこから僅かの空気と光が入るのだという。この二重門で鎖されてある一本の煙突は二房兼用という。また裏の陰惨な獄庭には大きなマスイフ犬（番犬の一種）が一匹おり、他に何物の姿もなかつたという（同書一五六頁）。この個所を通読する限り、該当する囚人は無かつたとみられる。

ガン（ベルギー）には聖ピーター寺院の富裕なベネジクト教団所属の牢獄があつて、その中に三十三人の教団僧がいた。この教団は多くの莊園と市内の一部の裁判管轄権を持つていて記され、さらに十九段下に恐るべき土牢が三個、小窓が一つ宛で囚人はいなかつたという。一七八三年訪れたときは債務者一人と、土牢の中に三人の囚人がいたという（同書一四五頁）。サンアンジェロ（イタリア）の宗教裁判所牢獄については殆んど報告する材料を持つていないとことわり、この牢獄はサンペテロ大寺院の近くにある。これは獄庭を中心に建てられていて、獄庭の一方には宗教裁判所長の邸宅がある。門の上には「一五六九年に法王ピウス五世により設立された」と刻んである。獄舎の窓には木の鎧戸が付いて居り、少し離れた高い烟がある。このひっそりとした物悲しい家に私は全然近寄れなかつたけれど、それでもうさん臭く思われるまで二時間近くも獄庭と牧師の部屋のあたりをうろつき廻った（同書一二二頁）、と伝えてゐるのみである。

### 三 わが国の入寺・寺預と切支丹牢屋敷

東洋の寺院監獄には西欧のよつた根深い宗教的対立の歴史に立つものは指摘できないが、中国においては王侯などを監禁、あるいは自尽させるための臨時措置として寺院（廟・靈台）・王宮（均台・宗人府）を用いる慣例がみら

れる。法例においても、「唐獄官令」によれば五品以上の自尽を聽しており、安禄山の乱でも賜自尽の例がある（冊府天龜）。わが国でも「養老の獄令」では七位以上の者および婦人は特別の場合を除いて隠處(まちじよ)で絞すとされており、俗人など人眼のつかない自邸・寺院などで執り行なわれることとなつてゐる。自尽は鎌倉幕府以降、駿河の花倉の乱や戦国・織豊時代を通じ、賜死・入寺自裁・放討・介錯など上級武士の名誉を配慮、その最後の作法としてなされているものである。

また、寺にまつわる牢の特殊な構造例として、昭和一一年（一九三六）六月、日本数寄屋研究の権威・工学士北尾春道氏の調査により、吉野山元櫻本坊の座敷牢が吉野僧兵による焼(や)べ牢となつてゐることを解明して注目された。<sup>68</sup>これは恐らく寺法が定める吉野僧兵の統制と不法侵入者等の拷問場であつたとみられるが、勿論わが国の牢獄形態を云々し、西洋の寺院監獄と比較し論議する類いではない特殊な例である。

刑罰とかかわる入寺については、わが国はわが國なりの独自な撻や慣習がみられるもので、素行不良の子弟（若者）の「寺預け」、失火の火元(ひも)となつた家人が地域への謝罪と謹慎を示す「火元入寺」があり、明和以降と推定される高崎藩町方式には

火元之者入寺之定		
一 棟不落程之輕義ハ		五 日
一 壱軒燒ハ	十五日	
一 類燒拾軒以下ハ	三十日	
一 類燒拾軒以上ハ	五十日	

## 一 大火之節ハ

七十日

但、御中陰中、或ハ訳有之時節ハ、一等重申付候例も有之<sup>(69)</sup>

といつた入寺のきちんとした基準をみる例もある。

また、戦い利あらず敵を逃るる武士・兵卒、追い詰められ逃れ難い敗残の武士・兵卒が寺領に走入れば（山林に走入ると表現される）、「袈裟の下にかくまい救うことは仏の慈悲である」と、高山寺の『明惠上人伝記』にもあり、高野山の「遁科屋」の例が挙げられている。<sup>(70)</sup>これら「走入人」のうち地位ある者などは入道と名を改め、頭を丸め僧になることにより社会的地位を放棄、免罪的認知を受けるといった慣習ともなっている。あるいは徳川家康の大御所時代である慶長十五年（一六一〇）、家臣（武士）の「寺預け」を制度化し、法度上の落度や武士道にもとるとされた場合、関東衆は西の高野山・吉野山・多武峯・伊勢朝熊山へ、上方衆は東の日光山・安房清澄寺・筑波山・足利鎌阿寺へと、八寺が入寺の指定場所とされている。

鎌倉の東慶寺では、こうした中世から積み上げられてきた伝統的慣習のもと、「後宇多院ならびに鎌倉將軍、罪人御免許の勅書、御教書下賜」（同寺「開山系図・覚山尼の条」）に“罪人免許”という面白い表現でその特権の根拠を伝えている。<sup>(71)</sup>このような体制のもと近世徳川時代には虐待された不幸な妻妾の駆入りと保護がなされている。

- (1) G·M·サイクス、長谷川永・岩井敬介共訳『囚人社会』(Gresham M·Sykes『THE SOCIETY OF CAP-TIVES』) 日本評論社・二二一頁
- (2) Frdñz·Kafka（一八八三～一九二四）、バーゲンバッハ・堀越敏訳『カフカ』理想社
- (3) 長谷川堯『神殿か獄舎か』相模書房・一一〇一頁

- (4) 田能村梅士『世界最古の刑法』有斐閣・一九二一頁
- (5) 内田智雄編『譯注中國歴代刑法志』創文社・一一八頁
- (6) 島田正郎『清末の習芸所』『人足寄場史』所収・創文社・五一七頁
- (7) 蘆野徳林・佐伯復堂譯注『無刑錄』刑務協会
- (8) 留岡幸助講述『獄制沿革史』磯村政富発行
- (9) カール・クラウス『キリスト前後の牢獄』(Karl Krauss, Im Kerker vor und nach Christus, 1895)
- (10) 勝本正晃『文芸と法律』改造社・一七二一～一七三二頁所収(バイロハの詩「ハムハムの囚人」Byron 「Prisoner of Chillon」1616)
- (11) 拙稿「刑具・拷問具・拘束具」——その変遷と執行形態からみた比較的一考察——中央学院大学法学論叢第一卷  
一一号
- (12) パウル・ポーリツ・東邦彦訳・重松一義復刻解説『刑罰と犯罪』——行刑制度の歴史とその組織——(Dr. paul Politz, Strafe und Verbrechen, Geschichte und Organisation des Gefängniswesen, 1910) 行刑文庫四～五頁 日本行刑史研究会復刻
- (13) 字文懋昭撰『大金国志』巻二二六科条の項
- (14) ジョン・ハウード・湯浅猪平訳『監獄事情』(JOHN HOWARD『THE STATE OF THE PRISONS』) 締正協会
- (15) 前掲書(12)五一頁・五四頁注三
- (16) 前掲書(14)一六頁・一七頁要約
- (17) 前掲書(14)一四頁
- (18) ゲオルグ・ルツシュニオットー、木原一史訳『刑罰と社会構造』法務資料二二〇六号六一頁
- (19) 前掲書(18)五九頁

- (20) ハヤハ・マルテー「木崎喜代治訳『カレー船徒刑囚の回想』(Jean Marteille 「MEMOIRES D'UN PROTESTANT CONDAMNÉ AUX GALERES DE FRANCE etc. 1757)」*抑辯文庫*
- (21) 前掲書 (20) 一一五五頁
- (22) 前掲書 (20) 四六一～四六二頁
- (23) „タイスニーベルク”世良晃志郎訳『ツイッ法銅史概説』改訂版 (Heinrich Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte, ein Studienbuch, neubearbeitet vor Heinz Lieberich, 11, ergänzte Auflage, München, 1969) 銀文社・四一四頁
- (24) 前掲書 (20) 四六三頁
- (25) 拙著『少年懲戒教育史』第一法規・一一一頁
- (26) 重松一義・山下克知「北海道とオーストラリアの流刑制度の比較研究」——序論的考察としてのタスマニアを中心とした調査報告——中央学院大学比較文化研究所『比較文化』第六号一一六頁・一一七頁
- (27) 拙稿「伊豆小笠原行刑沿革誌」刑政八六卷一四頁
- (28) 山本修之助編「佐渡叢書」第四卷五九頁所収「摘要佐渡年代記」。ほかに『佐渡名勝志』にも同様の記載をみる。
- (29) 辻善之助「日本佛教史」岩波書店
- (30) 拙著『北海道行刑史』三一八頁・図譜出版
- (31) 拙編「東邦彦の行刑思想」二〇頁・一〇〇頁
- (32) 矯正協会編『戦時行刑実録』二六八頁
- (33) 仁井田陞『中国法制史研究』刑法・補訂版五一頁・東京大学出版会
- (34) 金奉鉉『濟州島流人伝』三三一頁・国書刊行会
- (35) 長島伸一『大英帝国』——最盛期イギリスの社会史——七〇～七七頁・講談社現代新書

- (36) 前掲書 (25) 二四八頁
- (37) 前掲書 (25) 四六六頁
- (38) 拙著『図鑑・日本の監獄史』一九四頁・雄山閣
- (39) 前掲書 (25) 八〇〇一八〇二頁
- (40) 前掲書 (32) 九三一頁以下
- (41) 前掲書 (30)
- (42) 拙著『刑事政策の理論と実際』
- (43) 拙稿「近世伊豆流人御仕置考」中央学院大学法学論叢第七巻一号
- (44) 拙著『日本刑罰蹟考』一八頁・一九頁・成文堂
- (45) 近藤富蔵『八丈実記』天保年間の飢饉関係実録記述
- (46) 大阪市史編纂委員会編『大阪市史』寛政六年より天保八年の頃。いずれも『御用秘鑑』『公事要書』に依り、刑務
- (47) 協会『日本近世行刑史稿』上・六二三頁の資料三として引用
- (47) 御仕置例類集・新類集(司法資料別冊)二・八一〇、藤井嘉雄『大坂町奉行と刑罰』三四六頁に引用・清文堂
- (48) 拙著『日本刑罰史年表』九八頁・雄山閣
- (49) 拙著『八重山島科人公事帳』(小冊子)福岡矯正管区文化部刊
- (49) デュマ『モンテ・クリスト伯』山内義雄訳・岩波文庫
- (50) 前掲書 (31) 三八三頁
- (51) 前掲書 (31) 三八三頁
- (52) 毎日新聞社藤原章生記者取材・一九九六年(平成八年)七月八日号・文・写真とも要約引用。
- (53) 朝日新聞記事、一九九九年(平成二年)二月六日号
- (54) 前掲書 (34) 一一頁

- (55) James P. Delgado-Photography by Jeff Gnass『ALCATRAZ ISLAND』——THE STORY BEHIND THE SCENERY——1987
- (56) 読売新聞記事、一九八八年（昭和六一年）一一月二日付、川内ミーク・中園龍一特派員・写真は支局撮影
- (57) 前掲記事（56）の末尾記載・メモ欄
- (58) 人足寄場顕彰会編『人足寄場史』創文社、拙著『鬼平』長谷川平蔵の生涯——新人物往来社
- (59) 莢谷公正『刑務教誨概論』四頁・大道書房
- (60) ミッシェル・フーラー Michel Foucault 田村淑訳『監獄の誕生』NAISSANCE DELA PRISON—Hill 頁・新潮社
- (61) 堀米庸二『ヨーロッパ歴史紀行』一六七頁・潮出版
- (62) 高柳賢三『英米法源理論』三四頁・有斐閣
- (63) 正木亮『行刑上の諸問題』八八頁・有斐閣
- (64) 牟田口義郎『地中海のはとり』三一頁・朝日選書
- (65) 前掲書（8）一四頁
- (66) 前掲書（18）七四頁
- (67) 前掲書（14）一二一頁・一四五頁・一五一頁・一五六頁
- (68) 雜誌『刑政』第四九卷六号、前掲書（44）一六一頁・二九〇頁、前掲書（48）一一五頁
- (69) 拙著『日本法制史稿要』一七九頁・敬文堂
- (70) 平泉澄『中世に於ける寺社と社会との関係』至文堂
- (71) 井上禪定『駆込寺東慶寺史』一二四頁・春秋社、高木侃『縁切寺・滿徳寺の研究』一一一頁・成文堂